平成２８年第２回定例会

三　沢　市　議　会　会　議　録

第２号（平成２８年６月９日）

◎議事日程

第１　市政に対する一般質問

（本定例会に提出された事件）

第２　議案第46号　専決処分の承認を求めることについて
（平成２７年度三沢市一般会計補正予算（第７号））

第３　議案第47号　平成２８年度三沢市一般会計補正予算（第１号）

第４　議案第48号　専決処分の承認を求めることについて
（固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について）

第５　議案第49号　専決処分の承認を求めることについて
（三沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

第６　議案第50号　専決処分の承認を求めることについて
（三沢市税条例等の一部を改正する条例の制定について）

第７　議案第51号　専決処分の承認を求めることについて
（三沢市復興産業集積区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

第８　議案第52号　専決処分の承認を求めることについて
（三沢市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

第９　議案第53号　専決処分の承認を求めることについて
（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

第10　議案第54号　三沢市職員の退職管理に関する条例の制定について

第11　議案第55号　職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12　議案第56号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13　議案第57号　三沢市障害者団体活動センター条例を廃止する条例の制定について

第14　議案質疑

第15　特別委員会の設置及び議案の付託

第16　特別委員会委員の選任

◎本日の会議に付した事件

第１　市政に対する一般質問

（本定例会に提出された事件）

第２　議案第46号　専決処分の承認を求めることについて
（平成２７年度三沢市一般会計補正予算（第７号））

第３　議案第47号　平成２８年度三沢市一般会計補正予算（第１号）

第４　議案第48号　専決処分の承認を求めることについて
（固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について）

第５　議案第49号　専決処分の承認を求めることについて
（三沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

第６　議案第50号　専決処分の承認を求めることについて
（三沢市税条例等の一部を改正する条例の制定について）

第７　議案第51号　専決処分の承認を求めることについて
（三沢市復興産業集積区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

第８　議案第52号　専決処分の承認を求めることについて
（三沢市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

第９　議案第53号　専決処分の承認を求めることについて
（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

第10　議案第54号　三沢市職員の退職管理に関する条例の制定について

第11　議案第55号　職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12　議案第56号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13　議案第57号　三沢市障害者団体活動センター条例を廃止する条例の制定について

第14　議案質疑

第15　特別委員会の設置及び議案の付託

第16　特別委員会委員の選任

◎出席議員（１８名）

議長	１番	小比類巻　正　規　君
副議長	１０番	太　田　博　之　君
	２番	田　嶋　孝　安　君
	３番	佐々木　卓　也　君
	４番	下　山　光　義　君
	５番	遠　藤　泰　子　君
	６番	瀬　崎　雅　弘　君
	７番	澤　口　正　義　君
	８番	加　澤　　明　君
	９番	西　村　盛　男　君
	１１番	堀　　光　雄　君
	１２番	春　日　洋　子　君
	１３番	小比類巻　雅　彦　君
	１４番	舩　見　亮　悦　君
	１５番	馬　場　騎　一　君
	１６番	山　本　彌　一　君
	１７番	堤　　喜一郎　君
	１８番	森　　三　郎　君

◎欠席議員（０名）

◎説明のため出席した者（３１名）

市長	種　市　一　正　君
副市長	米　田　光一郎　君
総務部長	小　泉　富　男　君
政策部長	山　本　剛　志　君
財政部長	田面木　るり子　君
市民生活部長	繋　　範　雄　君
福祉部長	中　村　健　一　君
経済部長	山　本　　優　君
建設部長	高　橋　常　幸　君

上下水道部長	小比類巻 雄一 君
総務部参事 兼総務課長	佐々木 亮 君
政策部参事 兼政策調整課長	田島 一雄 君
政策部参事 兼企業立地推進室長	皆川 智 君
市民生活部参事 兼健康推進課長	中里 聖子 君
経済部参事 兼産業政策課長	村井 拓司 君
秘書課長	山﨑 徹 君
防災管理課長	織笠 一任 君
国際交流課長	新堂 宏一 君
広報広聴課長	小松 栄二 君
生活安全課長	向井 忠晴 君
家庭福祉課長	園 芳彦 君
土木課長	松橋 一典 君
三沢病院事務局長	別部 容寛 君
消防長	田頭 覚 君
教育委員長	宮野 楠見 君
教育長	吉田 健 君
教育部長	山本 智香子 君
学校教育課長	工藤 正彦 君
代表監査委員	和泉 英世 君
選挙管理委員会 委員長	石岡 裕通 君
選挙管理委員会 事務局長	中村 祐子 君

◎職務のため出席した職員

事務局長	高田 弘明 君
次長	田辺 正英 君
庶務係長	中村 容三 君
主査	一戸 剛 君
主事	髙橋 涼平 君

配付資料

◎予算審査特別委員会委員一覧表

議席番号	職名	氏名
１１番	委員長	堀 光雄
１２番	副委員長	春日 洋子
２番	委員	田嶋 孝安
８番	委員	加澤 明
１３番	委員	小比類巻 雅彦
１４番	委員	舩見 亮悦
１５番	委員	馬場 騎一
１７番	委員	堤 喜一郎

◎条例等審査特別委員会委員一覧表

議席番号	職名	氏名
７番	委員長	澤口 正義
４番	副委員長	下山 光義
３番	委員	佐々木 卓也
５番	委員	遠藤 泰子
６番	委員	瀬崎 雅弘
９番	委員	西村 盛男
１６番	委員	山本 彌一
１８番	委員	森 三郎

午前１０時００分　開議

○議長（小比類巻正規君）　おはようございます。

出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第２号をもって進めます。

◎日程第１　市政に対する一般質問

○議長（小比類巻正規君）　日程第１　市政に対する一般質問を行います。

お手元に配付しております一般質問一覧表のとおり進めます。

春日洋子議員の登壇を願います。

○１２番（春日洋子君）　おはようございます。

１２番公明党の春日洋子でございます。通告の順に従い質問してまいります。

はじめに、行政問題の若者の政治参画促進についてお伺いします。

いよいよ７月の参議院選挙から１８歳選挙権が実現となり、若者の声が届く選挙制度がスタートとなることから、若者の政治的関心を高める動きに注目が集まっています。

少子高齢化が急速に進む日本で、若者の政治離れが進行すれば、若者の政治的影響力は低下し、社会の沈滞化につながりかねません。このことから、若者の政策形成過程への参画を促進するなど、若者が社会における影響力を実感できるような取り組みを積極的に進めることが重要となっています。

さて、直近の国政選挙での投票率を見てみますと、２０１３年７月の第２３回参議院議員選挙の投票率は、 ６０代の６７．５６％に対し、 ２０代は３３．３７％であり、２０１４年１２月の第４７回衆議院議員選挙での投票率は、 ６０代の６８．２８％に対し、２０代は ３２．５８％となっており、２０代と６０代での投票率に半分以上も開きがあります。

また、平成２５年に内閣府が満１３歳から２９歳までの若者を対象に実施した意識調査では、社会をよりよくするため、社会問題に関与したいと思っている日本の若者は４割強、私の参加により変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれないと思っている割合は約３割にとどまっており、調査対象の韓国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンの７カ国の中で日本が最低となっています。

こうした結果から、若者の政治的無関心の一因は、若者の声が政治に反映されにくく、若者が社会における影響力を実感しにくいためと考えられています。

このような背景から、１点目として、今般１８歳選挙権を得る人数はおよそ何名であるか。２点目として、若者の投票率向上に向けての県選管及び市選管における啓発活動について。３点目として、若者の声を市政に反映する一環として、若者議会の開催について。本市の御見解をお伺いします。

次に、行政問題の２点目、食品ロス削減に向けての取り組みについてお伺いします。

まだ食べられる状態の食品が捨てられてしまう食品ロスは、その半分はメーカーや小売店といった事業者の流通・販売の過程で起き、もう半分は家庭での食べ残しや賞味期限前の廃棄などで発生しているとされ、食品ロスは、生ごみとして焼却処分されるため、環境問題にも影を落としています。

既に先進的な自治体では、さまざまな食品ロス対策が行われています。長野県松本市は、宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の３０分と終了前の１０分は自席で食事を楽しむ、３０・１０運動を進めています。

また、地方自治体としてはじめて食品ロスの削減目標を示した京都市では、２０２０年までに食品ロスの発生を、２０００年のピーク時から半減させるとし、家庭で食材を無駄にしないための啓発活動などを展開しており、ユニークなのは、家庭で出た食品ロスは４人家族で年間 ６万５，０００円の負担になるという市独自の試算を示している点で、損

をしたくない気持ちが市民に芽生え、削減に挑戦する人がふえるものと期待されています。

このように、市民の皆さんが関心を持つような工夫をしながら食品ロスを減らすため、本市においても市民運動として消費者の意識向上などに取り組むことが必要と考えますことから、食品ロス削減に向けての取り組みについて、本市の御見解をお伺いします。

次に、健康問題の健康ポイント事業の特色と広報、啓発についてお伺いします。

この６月１日より、ポイントをためてどんどん健康になろうとのキャッチフレーズで、みさわ健康ポイント事業がスタートしました。私も早速こちらの健康ポイントカードを取得いたしました。市民の皆様には、今まで以上に健康への意識を高め、率先して健康づくりに取り組んでほしいと願うものですが、この健康ポイント事業の導入に向けて、三沢市の特色を生かした点はどのようなものでしょうか。

また、健康ポイント事業の広報、啓発はどのようになされるのかをお伺いします。

次に、福祉問題の障害者差別解消法についてお伺いします。

本年４月１日から障害者差別解消法がスタートしました。正式名称は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律です。この法律では、不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めており、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくることを目指しています。

では、不当な差別的取り扱いの禁止とはどのようなものでしょうか。この法律では、国、都道府県、市町村などの役所や会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して不当な理由なく障害を理由として差別することを禁止しております。

具体例としては、学校の受験や入学を拒否する、障害者向けの物件はないと言って対応しない、保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れないなどが挙げられています。

また、合理的配慮の提供とは、障害のある人は社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があることから、この法律では、国、都道府県、市町村などの役所や会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応することを求めています。

具体例としては、障害のある人の障害特性に応じて座席を決める、意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う、段差がある場合にスロープなどを使って補助するなどです。

ここで、対象となる障害者とは、障害者手帳を持っている人のことだけではなく、身体障害のある人、知的障害のある人、発達障害も含む精神障害のある人、その他の心や体の働きに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象となり、障害児も含まれています。

そこで、この法律の施行に伴い、今後、市としてどのように取り組んでいくのかをお伺いします。

次に、教育問題の１点目、義務教育学校についてお伺いします。

今年４月に改正学校教育法が施行され、９年間の義務教育を一貫して行う義務教育学校が開設できるようになりました。

小学校と中学校の６・３制の区切りでは、中学校に進学したときの環境変化に対応できず、不登校やいじめなどが急増する中１ギャップが生じたり、子供の心身の発達が早期化している状況にも対応できていないという課題が指摘されています。

そこで、長期的な視点で子供と接し、中１ギャップなどの問題解決を目指すのが小中一貫教育であるとされています。

２０１４年５月の文部科学省の調査によれば、現行の枠組みでの小中一貫教育の取り組

みは、２１１市区町村で１，１３０件に上っており、さらにこうした取り組みを進めることを望む自治体で、４月から義務教育学校へと移行するところが相次いでいるとのことですが、義務教育学校の開設について、本市の御所見をお伺いいたします。

最後に、教育問題の２点目、英検検定料の補助事業についてお伺いします。

子供たちの学習意欲の向上と英語力を高める一助として、中学生の英検検定料の補助事業を導入している自治体があります。

今年度から英検検定料の補助事業をスタートさせた静岡県沼津市では、英検３級の検定料補助の対象は中学生とし、中学校卒業までに３級を受験し、合格できるよう支援するもので、在学中に１回１，６００円を上限に半額を補助するものとなっています。沼津市では、中学校卒業時の合格者の割合を２０１８年度までに４０％へ、２０年度までには５０％へアップさせることを目標にしています。

本市においては、文部科学大臣許可の教育課程特例校として、市内全小中学校において１年生から週１時間の英語活動科を実施し、聞く、話すに重点を置いた学習を進めているところですが、子供たちが英語の授業の成果を試し、英語への意欲をさらに高める機会になるものと考えますことから、本市における英検検定料の補助事業についての御見解をお伺いします。

以上で、私の質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（小比類巻正規君）　ただいまの春日洋子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　おはようございます。

ただいまの春日議員御質問の健康問題の健康ポイント事業の特色及び広報、啓発への取り組みについては私から、教育問題につきましては教育長から、その他につきましては選挙管理委員会委員長並びに担当部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと存じます。

既に、広報みさわ６月号と一緒に配布しましたチラシ等で御存じの方も多いと思いますが、市民の健康づくりと市の活性化を目的として、議員おっしゃるように６月から健康ポイント事業をスタートいたしました。

事業の特色といたしましては、健康診査等の受診や健康づくり、介護予防事業などの対象事業への参加等でポイントがつき、１０ポイントをためた方全員に５００円分の空街商品券を、さらには、高ポイントをためた上位３０名に、地場産野菜の詰め合わせや海の幸セット等３，０００円相当の商品を差し上げるものであります。

ポイントカードは、保健相談センター、総合社会福祉センターの介護福祉課、市役所の国保年金課で市民が気軽に入手できるほか、市の集団健診を申し込む方には、受診票と一緒に送付することとしております。

また、広報等につきましては、市のホームページをはじめ、広報みさわ６月号に健康ポイントを含む三沢市民の健康事業の特集を掲載したほか、マックテレビや空街カード協同組合のチラシでも健康ポイントを紹介していただいておりますので、ごらんになった方も多いかと思います。

健康ポイント事業が市民の健康意識の向上や三沢市の活性化につながるよう、今後もさまざまな機会を通じましてＰＲをしてまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願いします。

私からは、以上であります。

○議長（小比類巻正規君）　政策部長。

○政策部長（山本剛志君）　行政問題の若者の政治参画促進についての第３点目、若者の声を市政に反映する一環としての若者議会の開催についてお答えいたします。

当市では、これまで女性の積極的な社会への参画意識を促すことを目的とした女性模擬議会や、子供たちに議会制度への理解を深め社会的視野を広げてもらうことを目的とした

子ども議会を開催してまいりました。

参加された方々は、模擬議員となって有意義な体験をされたことと思いますが、市といたしましても、それぞれの視点からの貴重な御意見や御提案をいただくことができました。

また、市長が直接市民の声を聞く機会といたしまして、地域住民と市長が地域の課題や市の将来像について懇談する場である、市長と語ろう住民懇談会も開催してまいりました。

この懇談会では、それぞれ異なるテーマを設定し、参加者もテーマに合わせて募集したところであり、さまざまな分野で御活躍の市民の方に御参加いただき、市長と直接懇談する中で、忌憚のない御意見や御提案をいただいたところであります。

若い方を対象としたものといたしましては、新成人と市長との懇談会を行っておりますが、それを除きますと、これらの取り組みに２０代までの参加者はほとんどないのが現状であります。市といたしましても、若い方の声を聞く場のつくり方をさらに工夫することが必要であると考えております。

このようなことから、今後におきまして若い方の御意見を聞く機会を設けるに当たっては、懇談会や御提案の模擬議会の形式による開催も含めて検討し、市政への参画意識の向上も図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小比類巻正規君）　選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（石岡裕通君）　おはようございます。

行政問題、若者の政治参画促進についての１点目と２点目についてお答えいたします。

平成２７年６月に、公職選挙法の一部を改正する法律が成立し公布されたことにより、このたびの参議院議員通常選挙から選挙権年齢が１８歳以上に引き下げられることとなりました。

御質問の第１点目、今般、１８歳選挙権を得る人数でございますが、新たに選挙権を有することとなる市内の１８歳以上２０歳未満の人数は、平成２８年６月１日現在において、およそ男４３０人、女３９０人、計８２０人ほどとなっております。

次に、御質問の第２点目、若者の投票率向上に向けての県選管及び市選管における啓発活動についてお答えいたします。

青森県は、平成２５年参議院議員選挙及び平成２６年衆議院議員選挙において、投票率が２年連続全国最下位となったことから、投票率の向上を図るため、昨年度から今年度にかけ、さまざま施策を展開しております。

とりわけ、若い世代に向けた事業といたしましては、若者の投票意識の向上を目指し、大学生等が実行委員となって、県議会本会議の見学、県基本計画の説明の後、あなたと青森県の未来を考えるワークショップを企画したヤングフォーラムの開催や、高校生、大学生等が選挙の啓発活動等に従事する「あおもり投票率向上サポーター」の任命、投票率全国最下位からの脱出を目指したテレビコマーシャルのデザインを高校生、大学生等を対象にして募集し、放送を予定しております。

また、県内の高等学校で、選挙出前講座が平成２７年度には３９回開催され、三沢商業高校においても２回実施しております。２８年度では、現在１４校が実施し、１３校が年度内の開催を予定しております。

市選管では、毎年、三沢市明るい選挙推進協議会と協力し、成人式会場において新成人に啓発パンフレットを配布しながら、選挙の際の投票を呼びかける活動を実施しているほか、選挙時には街頭啓発活動を行っております。

また、このたびの参議院選に向けて、広報みさわ７月号やマックテレビの文字放送において、選挙権年齢の引き下げについてお知らせする予定でおります。

以上でございます。

○議長（小比類巻正規君）　市民生活部長。

○市民生活部長（繋　範雄君）　行政問題の

第２点目、食品ロス削減に向けての取り組みについてお答えいたします。

本年３月、政府は、平成２８年度から平成３２年度までの５年間を期間とする第３次食育推進基本計画を決定し、食品ロスにつきましては、五つの重点課題の一つ、食の循環や環境を意識した食育の推進の中で示しております。

食品ロスの削減を進めるためには、国民一人一人が食品ロスの現状や、その削減の必要性についての認識を深め、みずから主体的に取り組むことが不可欠であり、食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民をふやすことを目標としております。

青森県では、これまでの生活スタイルを見直し、もったいないの意識を持って、ごみの減量やリサイクルに取り組む「もったいない・あおもり県民運動」を平成２０年度からスタートさせております。

青森県の調査によりますと、家庭から出る可燃ごみの約半分は生ごみで、そのうち約２７％が手つかずの食品や食べ残し、過剰除去の調理くず、いわゆる食品ロスとの結果が出されております。

このことに注目し、平成２６年度に、食材を使い切る、料理を食べ切るなどの工夫がされたエコ料理レシピ集を作成し、平成２７年度は、そのエコ料理レシピ集を活用して、家庭や地域の中で生ごみ減量と食品ロス削減に向けた取り組みを推進するため、青森県食生活改善推進員連絡協議会が実施主体となり、県内６地区でエコ料理講習会を開催し、三沢市でも１０月１６日に、食生活改善推進員が中心となって保健相談センターで開催したところであります。

今後につきましても、広報みさわ４月号から連載が始まった、健康と食に役立つ話題とレシピを紹介する「食改食堂」を活用したエコ料理の紹介や、保健相談センターの各種健診、市主催の各種イベントなどで、食品ロス削減のＰＲをしたいと考えております。

また、今年度は、三沢市食育推進計画の最終年度となっておりますことから、第２次三沢市食育推進計画は、国の第３次食育推進基本計画や第３次青森県食育推進基本計画及び健康みさわ２１などの各種基本計画を踏まえながら策定し、食育としての食品ロスに対する取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻正規君）　福祉部長。

○福祉部長（中村健一君）　福祉問題の障害者差別解消法についてお答えいたします。

今年４月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法は、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個人を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として定められたものです。

この法律により、国の行政機関、地方公共団体及び民間事業者は、不当な差別的取り扱いの禁止や、障害者から何らかの配慮を求められた場合など、社会的な障壁を取り除くために必要な合理的配慮の提供に取り組まなければならないこととされています。

このようなことから、当市では、同法第１０条第１項、地方公共団体の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めなければならないとの規定に基づき、既に三沢市職員対応要領作成のための準備を進めているところでございます。今後は、障害者その他関係機関の御意見を直接伺いながら、また、市庁内関係課とも連携して、早期策定を目指してまいりたいと考えております。

この新しい法律の普及、促進を図るため、障害者差別解消法の趣旨や三沢市職員対応要領などを市のホームページ、広報紙へ掲載し、啓発活動にも努めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、当市といたしましては、障害者を含む市民一人一人がそれぞれの立場において、障害者に対する差別が起こら

ないよう、法の趣旨に即し、障害のある方もない方も、ともに住みなれた地域で安心して暮らせる社会実現を目指し、差別解消に向け全力で取り組んでいく所存であります。

以上でございます。

○議長（小比類巻正規君）　教育長。

○教育長（吉田　健君）　教育問題の第１点目、義務教育学校開設についてお答えいたします。

施行期日を平成２８年４月１日とする学校教育法の総則が改正され、この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学及び高等専門学校とすると規定されました。

義務教育学校は、この規定の中で、現行の小中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う新たな学校であり、平成２８年４月７日現在、全国の設置状況は、１３都道府県で、公立２２校が設置されております。

この規定の主な内容は、９年間一貫教育の学校として、現在、６・３制となっている小学校から中学校の学年の区切りを学校が柔軟に決めることができるようになり、４・３・２制や５・４制などの多様な区切りも可能となることです。また、教員は、中学校と小学校両方の免許状を持っていることが必要である等が主な要件となります。

この制度の実施に当たり、平成２８年２月１日、文部科学省は、学校、市町村教育委員会、都道府県教育委員会に対し実施した、義務教育学校の制度化に伴う導入意向調査においては、メリットとして、第１に中学校入学に伴う環境の変化で不登校などを起こす中１ギャップの解消、第２に子供の学力や生活態度の向上、第３に小中学校の教員同士の交流による授業内容の改善等が挙げられております。

デメリットとしては、第１に教職員定数上の適正配置、第２に学校施設設備の財政措置、第３に教育課程指導法面での実践事例の収集、普及等の課題が挙げられております。

この調査結果を踏まえると、小学校、中学校双方において、教育内容の実施学年も入れかえ可能になることから、教員は双方の指導内容に精通していなければならないと考えられます。

また、義務教育学校の設置者は三沢であっても、公立学校の人事権が県が行使していることから、小中両方の免許を持った教員の確保や継続的な人事配置等が極めて肝要な課題であると認識しております。

現在、地域型の小中連携教育を実施しているおおぞら小学校、第三中学校においては、保護者の理解を得て小中連携教育推進協議会を設置し、相互乗り入れ授業、英語科に関する研修、運動会の合同実施、挨拶運動などの児童会・生徒会行事の交流、ＰＴＡ活動の連絡・調整等を行い、円滑な小中連携教育を図っております。

三沢市教育委員会といたしましては、義務教育において、おおぞら小学校、第三中学校のさらなる向上も含め、今後、第一義的に国の政令・省令で規定する予定である就学指定、教育課程の特例や、それに伴う県の動向を踏まえつつ、義務教育学校について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

次に、教育問題の第２点目、英検検定料の補助事業についてお答えします。

三沢市では、内閣府より、平成１８年度、１９年度の２年間、英語教育推進特区の指定を受け、その後、文部科学省より、平成２０年度から現在まで、英語に係る教育課程特例校の指定を受け、小学校１年生から６年生まで、週１回、ＡＥＴを市内小学校の全学級に外部講師として派遣し、英語活動科という名称で英語の授業を実施しております。

この英語活動科は、生涯にわたり、聞く、話す、読む、書くの４技能を積極的に使えるようになる英語力を身につけることを目指す基礎として、特に聞く、話すを重視した指導を中心に、クラス担任と英語を母国語とするＡＥＴによる授業を実施しております。

教育委員会では、平成２６年度から市内全中学校１年生を対象に、年度はじめに、小学校６年間の英語学習の効果検証と、中学校での教科英語への円滑な接続を図るため、また、国が進める外部団体と連携した英語力の向上の視点からも、日本英語検定協会が行う英検のジュニア版である英検ジュニアシルバー級を実施しております。なお、検定料については、三沢市が全額負担しております。

この英検ジュニアシルバー級では、平均正答率が８割を超え、年々上昇傾向にあり、中学校の英語学習への円滑な移行ができている状況にあると捉えています。

国においては、英語教育改革の動向として、教育振興基本計画の閣議決定や今後の英語教育の改善、充実方策についての報告及びＧＯＡＬ２０２０、次期学習指導要領を見据えた５年間の取り組みの方針の中で、児童・生徒が新しい時代に必要となる必須能力の育成として、英語がわかる、できるかを目指す教育から、英語を使って何ができるかを目指す教育へ、つまり、成果目標を定めた実践教育への大きな転換が図られました。

三沢市においても、生徒の英語力、授業・入試、教員の指導力・英語力の分野において、特に話す、書くの表現や、聞いて理解して書く等、４技能統合型の言語活動が共通の課題とされております。

今年度、青森県高校入試の英語において、リスニングとライティングを組み合わせた、聞いて理解して書く、４技能統合型の問題がはじめて出題されました。

このことからも、今後において、英語力評価及び入学者選抜における英語４技能を測定できる民間の資格検定試験の活用を引き続き促進し、英検等の効果的活用を図ることが必要と考えております。

三沢市においては、英検ジュニアの検定料を全額負担していますが、三沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略における「住みたくなるまち」や、未来を担う子供や子育て世代に対し「育てたくなるまち」における教育充実のため、英検検定料の補助事業については、実施の仕方等を精査し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻正規君）　春日議員。

○１２番（春日洋子君）　御答弁ありがとうございました。

それでは、一問一答方式により再質問させていただきます。

行政問題の若者の政治参画促進について、１番につきましては、先ほど選管委員長より、新選挙権を得る方はおよそ、男女合わせて８２０人ぐらいということで、一人でも多くの方が関心を持って投票行動に結びついていっていただきたい、心から願いたいと思います。

再質問は、２番の若者の投票率向上に向けての県選管及び市選管における啓発活動について再質問いたします。

これも同様、１番、２番、あわせて市選管委員長より御答弁をいただきまして、県及び市の選管においての取り組み状況をつぶさにお聞きいたしまして、啓発活動については承知をさせていただきました。ありがとうございます。

そこで、私の再質問の答弁につきましては、政策部長にお願いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。といいますのは、これは選管だけの判断にはちょっとならないか、行政全般で協力を求めなければならないという私の思い、提案でございますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

一つの例を申し上げますと、岩手県盛岡市では、成人の日に、二十歳の政治意識調査を実施し続けておりまして、ことしで既に２２回目となったということでありました。

アンケートを行うのは、成人に向けて行うのは若者たちなのです。２０代前半の若者たちということです。質問内容は、あなたは選挙が行われたら投票に行きますか、あなたは政治を身近に感じますか、将来の生活に安心

できないことがあるとしたらどんなことですか、政治に期待することは何ですか、このような端的な質問をしております。

その結果、アンケートの集計をいたしましたら、投票に行くと答え人は６１．８％、政治を身近に感じるかという問いに対しては、感じないと答えた人が８０．４％に上った。その理由としては、政治をよく理解していないと４０．２％の方が答えていて、政治に関心がないと答えたのが３２．９％に上ったということでした。

この調査結果をもとに、毎年、盛岡市に向けて要望書の形で申し入れをしている。これは一つの事例でございます。

また、私たち公明党青年委員会では、若者の声を政策に届けるため、この３月から５月にかけてボイスアクションを実施したところでございます。全国の青年世代の皆さんが、青年の声をたくさん集めて国に届ける。もっと暮らしやすい日本にしていくために、直接会ったり、街頭アンケートを通じて取り組んだ。そういう政策アンケートでございました。寄せていただいた１，０００万人を超える声、安倍総理にお届けさせていただいたところであります。

このように、事例を踏まえて、私も若者の声、その思いをまずは聞くこと、耳を傾ける、直接聞くということが非常に大切だというふうに思っておりまして、そこで三沢市においても、市の若手職員の皆様に御協力をいただきまして、三沢市が実施している成人の日、式典の折に、政治意識調査の実施を行うことを提案したい、そういうふうに思っておりました。これについての御見解をお伺いいたします。

○議長（小比類巻正規君）　答弁を求めます。

政策部長。

○政策部長（山本剛志君）　ただいまの成人式におけるアンケート調査の再質問についてお答えいたします。

現在、三沢市では、パソコンやスマートフォンなどで気軽に回答できる三沢市インターネット市政モニター制度を実施しております。このモニター制度は、幅広い年齢層の方から効率的に意識調査を行うことで市政に反映できるものと考えております。

特に、若い方のほとんどが利用しておりますスマートフォンを通じまして、若者の意見を聞けるものと考えておりますので、現在のところ、成人式におけるアンケート調査、若手の職員を使ってのアンケート調査ということにつきましては、現在のところでは考えておりません。

以上でございます。

○議長（小比類巻正規君）　春日議員。

○１２番（春日洋子君）　再質問に係る御答弁ありがとうございました。現在は考えていないということですので、今、取り組んでいらっしゃることは、また追って精査、私なりにまたお聞きしたいというふうに思っております。

それでは、次に、③の若者議会開催について再質問させていただきます。

これまで、先ほどの御答弁にありましたとおり、さまざまな住民、また、新成人との懇談会、市長も直接回答をして、その声を聞く機会を努力してこられた。そのことは、私のみならず皆さんが御承知のことだと思っております。

ですけれども、例えば一つの例として、市長と新成人の懇談会、そういう開催されたことは何かしらの媒体で広報されていると思いますけれども、その内容を深く、よりよく理解するというのは限られた範囲の人ではないのかなというふうに思っておりますことから、このたびの若者議会の提案をさせていただいたという思いでございます。

先ほどのとおり、女性模擬議会、子ども議会が開催された折には、内外にも非常に話題が及びました。一般紙でも掲載されたことから、広く周知されたというふうに受けとめております。

このことから、私は、若者にとって、ただ

本番に臨むだけではなく、それに至るまでのさまざまな市の政策を学んだり、意識を高められることが最大のメリットだというふうに思っておりまして、また、行政としても、三沢市をこれから担っていく若者たちの声を聞くということが、施策に生かす手だてになるのかなというふうに思っているところであります。

このような観点から、若者議会の開催は大変意義があるというふうに思っております。そのことから、ぜひ、申しわけありません、市長より若者議会の開催に向けての御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小比類巻正規君）　市長。

○市長（種市一正君）　ただいまの若者模擬議会についての再質問にお答えをいたしたいと思います。

議員おっしゃるように、この参議院議員選挙から１８歳までの投票権の行使がなされるわけでありまして、まさに政治への関心、あるいはその行使に向けてのいろいろな対応がなされたわけでありまして、その一端は選挙管理委員長より御報告があったわけでありますけれども、いずれにしても、これまでも、先ほど春日議員が言ったように、２０代の投票率が非常に低いというようなことで、政治離れ、あるいは政治にどう関心を向けるかというようなことで、いろいろ議論されております。

そういうことから、おっしゃるように、若者模擬議会というものは、それを高める一つの手段であろうなと、そんな思いもいたします。先ほど部長からも、それを含めて検討するという答弁をさせていただきました。これは、議長とも相談しながら、前向きに検討してまいりたい、このように思っておりますので、よろしくお願いします。

以上であります。

○議長（小比類巻正規君）　春日議員。

○１２番（春日洋子君）　市長に、再質問に係る御答弁いただきました。大変ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

次に、行政問題の２点目、食品ロス削減に向けての取り組みについて再質問させていただきます。

この４月から始まった政府の第３次食育推進基本計画では、食品ロスの削減のために何らかの行動をしている人をふやすことを柱としている。先ほどの市民生活部長からの答弁とも同様だなというふうに思っておりました。

私もやはり一人一人が意識を高めて行動していく。どのようにすれば行動していただけるのか、それはもちろん私も含めてですけれども、このことが一番のポイントだというふうに思っております。

やっぱり、アフリカのマータイ女史が数年前に来日された折に、日本には世界に誇れる、もったいないというそういう精神があると賞賛されて、日本全国で話題となりました。このもったいない精神をさらに、今まで以上に呼び起こしていくことができるかどうかというのが、これからの取り組みの大きな重要なことだと思っております。

先ほど部長からさまざまな、各皆さんからの取り組みも御紹介いただきまして、確かにエコ料理レシピ集等々、広報等でも御紹介いただいて、大いに参考にさせていただいておりますけれども、これに加えて、私の一つの提案ではありますけれども、食品ロス問題専門家という方がいらっしゃいまして、食品ロスを減らす１０カ条というものがありまして、そのことをつぶさに一つ一つ１０カ条の項目を見ました。その中には、子供から若者、あらゆる年代層の方たちに当てはまる１０カ条の中の項目があるなというふうに私は拝見いたしまして、ぜひこのようなものも皆様に御紹介をしていただきながら、広くあらゆる年代の方が意識の向上に取り組んでいただきたい。このこともまた提案させていただきたいと思いますけれども、この点についての御見解をお伺いさせていただきます。

○議長（小比類巻正規君）　市民生活部長。

○市民生活部長（繋　範雄君）　春日議員の食品ロスに対する再質問に対してお答えいたします。

先ほど御紹介いただきました１０カ条、あらゆる年代の方々にＰＲしてはどうかと。

小さいお子様方は、親御さんの姿を見ていろいろ成長していくと思いますので、ある程度の幅広い年代の皆様にいろいろな情報提供、先ほどいろいろなイベントなどでも紹介したいと答弁いたしました。「食改食堂」、今、連載でやっております。もしその中で紹介できるというものがあれば、ぜひ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻正規君）　春日議員。

○１２番（春日洋子君）　ぜひまた研究していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、健康問題の健康ポイント事業、市長より御答弁いただきました。さまざまな担当課で意欲的に熱意を持って、このような広報みさわが届いたときには、本当に驚嘆いたしました。１６ページにも及ぶ特集、広報広聴課の担当の方も尽力されたと伺っておりましたけれども、すばらしい取り組みだなというふうに思っております。いよいよ多くの皆様がこちらに向けて取り組んでいただきたい。御自身の健康づくり、周りの皆様にも声をかけていただきたいというふうに思っております。

それで、再質問なのですけれども、この事業に向けてなのですけれども、スタートに当たって、担当課としては、取り組まれる方々の目標値というのはどのように設定しているのでしょうか。

また、今後、これは次年度以降の継続事業となるのでしょうか。もし継続されるということであれば、このたびのスタートに当たっては、対象者の年齢を二十歳以上、成人というふうに設定してございますけれども、ぜひ１８歳以上というふうに、今後の年齢を設定していただければというふうな私の思いがありましたけれども、これについての御見解をお伺いさせていただきます。

○議長（小比類巻正規君）　市民生活部長。

○市民生活部長（繋　範雄君）　春日議員の健康ポイントに対する再質問にお答えいたします。

健康ポイント、今回の健康事業ですが、目標値があるのかということでございますが、今回は初年度ということで、具体的な目標値は設定しておりませんが、１０ポイントためていただいた方には５００円分の空街商品券、これは3，３００名分を予算計上いたしております。さらに、上位ポイント獲得者には３，０００円相当ということで、３０名分の予算措置をさせていただいております。

次に、次年度以降の継続はどう考えているのかということにつきましては、市長のほうからも、ぜひこれはやるべき事業だということで、市長の肝いりの事業でございますので、ぜひ継続させなければいけない事業という意識を持って取り組んでまいります。

それで、継続であれば、対象年代を二十歳から１８歳へ引き下げる考えはということでございますが、今回、二十歳という線引きをさせていただきましたのは、がん検診の一部に二十歳という年齢制限を設けている検診がございます。一応そこをラインとして、今回は設定いたしました。

今後につきましては、ことしポイント事業に参加された方々の健診の状況ですとか、ポイントの獲得状況、例えば自己申告分とかもございますので、それらの数値、データを分析しながら、将来的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻正規君）　春日議員。

○１２番（春日洋子君）　ありがとうございます。ぜひ充実していただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

時間も残り少なくなりましたので、最後の再質問となります。

こちらは、再質問ではなく、義務教育学校についてですけれども、理想的な地域、小中連携校のおおぞら小学校、また、第三中学校をモデル校としてということでしたので、こちらの義務教育学校の導入、将来に向けてですけれども、積極的に研究を進めていっていただきたい。今さまざまな相互乗り入れ授業等もしていることは承知しておりましたので、これは質問ではございません。ぜひよろしくお願いしたいという思いでございます。

最後に再質問させていただきます。

英検の検定料について、教育長からきめ細かに詳しく御答弁をいただいて、私なりに理解をさせていただきました。大変申しわけありませんけれども、予算を必要とするものですから、再質問の答弁は副市長よりお願いをしたい、そのように思っております。申しわけありません、突然でありますけれども。

私はこれにこだわっているわけではありませんけれども、あらゆる手だてをしているけれども、やはり教育にはお金がかかる。未来への投資だというふうな思いがありまして、やっぱりムードを高めていくということが非常に大事。今も十分ではないということは思っておりません。先生方も一生懸命です。

でも、一つの手だてとして、学習の意欲を高める、また、これまでの成果を試すチャンス、自分の特技にもなる。それは将来に向けて、自分の自信にもつながる。そういう意味合いで、全額とは申しませんけれども、例えば３級は２，８００円です。半額助成している方もいます。たとえ１，０００円でもいいです。

市内小中学校を全て訪問させていただいて、英検の検定の状況もあわせてお聞きいたしました。私なりにですけれども、年度のばらつきはあるものの、およそ５中学校トータルで４００人前後かなというふうに思っています。仮に１，０００円とした場合は、予算的なことを言って申しわけありませんけれども、４０万円から５０万円ぐらいか。年々ふえていくことを望むわけですけれども、このことについて後押しをしていただきたいという思いを込めて、副市長から英検検定料の補助事業についての御見解をお願いいたします。

○議長（小比類巻正規君）　答弁を求めます。

副市長。

○副市長（米田光一郎君）　三沢市では、「人とまち　みんなで創る　国際文化都市」、これを標榜しております。その帰結として、政策的に国際理解、国際交流、多文化共生、これらを鋭意行っております。その語学力、そのツールでございます。市民の方の語学力がどのレベルにあるかは、非常に関心が高いものと思っております。その測定方法としては、議員さんおっしゃるような英語検定、あと、ＴＯＥＦＬ、ＴＯＥＩＣ、たくさんございます。

先ほど申し述べましたが、市民の方の語学力に対する関心が非常に高いものですから、三沢市の魅力を高めるという観点から、教育という枠をもうちょっと広げまして、各界の意見をお聞きしながら前向きに鋭意検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小比類巻正規君）　以上で、春日洋子議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。

下山光義議員の登壇を願います。

○４番（下山光義君）　おはようございます。

拓心会の下山光義でございます。

質問に入ります前に、議長のお許しをいただき、一言御挨拶をさせていただきます。

去る３月に行われました三沢市議会議員選挙におきまして、市民の皆様の温かい御支援を頂戴し初当選をさせていただきましたことに、この場をおかりし、心より感謝申し上げます。

そして、市民の皆様から負託されました責任の重大さを自覚し、明るく楽しく元気で暮らしやすいまちづくりを目指し、真摯な姿勢

で一生懸命職務に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、このたびの熊本地震で犠牲となられた皆様、被災された皆様方に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を御祈念申し上げます。

それでは、通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

本年４月１４日に、熊本県から大分県にかけて相次いで発生している熊本地震は、被災地に甚大な被害を与え、今なお終息に至ってはおりません。この熊本地震の報道に接し、自然災害の猛威を再認識させられると同時に、改めまして防災対策の重要性を感じているところであります。

そこで、思い起こされるのが、平成２３年３月１１日に発生しました東日本大震災であります。この大震災により、本市でも死亡者２名、負傷者１名の人的被害、７８億３，５００万円に及ぶ経済的被害等の大きな被害をこうむっております。

そして本市では、さまざまな角度から検討を加え、数度の改定、改正を行い、三沢市地域防災計画を平成２７年１月に策定しております。

この防災計画、地震・津波編は、第１章から第６章までの１３０ページにわたり構成されており、特に、第３章・災害予防計画、第４章・災害応急対策計画では、過去の経験を踏まえた上で、想定されるあらゆる事態を盛り込んだものになっており、極めて完成度の高いものであると思います。したがいまして、市民の命や財産を保護し、被害の軽減を図るという、この計画の目的達成のためには、計画を確実に実行し、円滑に機能させることが最も重要であると思います。

ここで、必要不可欠となってくるのが防災訓練であります。さまざまな場面を想定した充実した内容の訓練をできるだけ多く実施し、実体験として経験を積み重ねることで、災害発生時には速やかな行動ができるように万全の体制を整えておく必要があると考えております。

また、この防災計画の中の第３章第７節に防災訓練の項目があり、災害発生時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と住民等の間に連絡・協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と住民の意識高揚を図ることを目的とするとあります。

１点目の質問としまして、三沢市地域防災計画を円滑に実行するために行われている総合防災訓練は、どのような団体が参加し、どのような形態で実施されているのでしょうか。そして、個別防災訓練は、どのような地域で、年何回ぐらい実施されているのでしょうか。防災訓練以外で、住民の皆様の災害に対する意識向上のために、どのような取り組みをされているのでしょうか。これらについてお伺いします。

また、本市は太平洋岸に位置しており、太平洋側独自断層を起因とした大規模地震が発生した場合には、非常に高い確率で津波が襲来してまいります。歴史的に見ましても、明治２９年の明治三陸地震、昭和８年の昭和三陸地震、平成２３年の東日本大震災の津波により多数の人的被害、多大な経済的被害をこうむっております。

それでは、津波から命を守るための最善策はどのようなことなのでしょうか。津波に対する最大の対策は、安全を確保できる場所へ迅速に避難することであると国土交通省発行の津波避難対策にも明記されております。

本市におきましては、青森県太平洋側独自断層を震源地としたマグニチュード９．０、最大津波高７メーターから１７メーター、第一波到達時間４２分から５０分という青森県がシミュレーションを行った最大規模の地震に伴う津波を想定したハザードマップの作成及び津波避難計画を平成２５年３月に策定しております。これにより、津波が発生した場合は、安全な場所へ迅速に避難するという津波対策としてのソフト面での対策は整備されていると思います。しかし、ソフト面の対策と

同時に、ハード面での対策も非常に重要であると考えております。

そこで、２点目の質問としまして、津波対策として、ハード面での根本的な解決法をどのように検討、計画しているのか、お伺いします。

続きまして、防災林について伺います。

前述しましたように、東日本大震災により本市も甚大な被害をこうむっておりますが、平成２３年１２月に三沢市復興計画を策定し、目覚ましい復興を遂げております。

そんな中にありまして、海岸線沿いを南北に連なり、三沢の原風景として多くの市民の皆様が親しんできた防災林帯は、津波によって浸食され、倒木及び立ち枯れという大きな被害を受け、原風景とはほど遠い状態となっております。しかし、この防災林は、津波エネルギーを減衰させ、漂流物を捕捉して被害を軽減させることに大きな役割を果たしたのも事実であります。

文献によりますと、この防災林は、明治２６年に小川精一郎三沢村長により植栽が始められ、昭和２０年代後半まで続けられたことにより、防災林として形成されております。

このようなことからも、この防災林は、先人が私たちに残してくれた貴重な遺産であり、三沢の歴史そのものであると言っても過言ではないと思います。そして、多くの市民の皆様が、一日も早くこの防災林がもとの姿を取り戻すことを待ち望んでおります。

そこで、３点目の質問としまして、海岸線の防災林の回復状況及び今後の再生計画はどのようになっているのか、お伺いします。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（小比類巻正規君）　ただいまの下山光義議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　ただいまの下山議員御質問の防災問題の三沢市地域防災計画についての第１点目、計画実行のための訓練や取り組みについては私から、その他につきましては担当部長等からお答えをさせますので、御了承願いたいと思います。

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、当市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減することを目的とするものであります。

御質問の地域防災計画を円滑に実行するために行われている総合防災訓練の参加団体及び訓練形態につきましては、自衛隊や警察など、国・県の関係機関、医師会や東北電力などの民間機関並びに学校や自主防災会など、多くの防災関係機関の参加のもと、災害対策基本法及び地域防災計画に基づき、津波避難誘導訓練や情報の収集、あるいは伝達訓練、救助・救出訓練や避難所の設置・運営訓練など、実災害を想定した実践的な訓練を実施しております。

また、個別防災訓練といたしましては、４２組織である自主防災会や多くの町内会において、その地域特性に合わせた安否確認や避難誘導、あるいは炊き出し訓練等が年１回以上実施されております。

これらの訓練のほかに、防災啓発研修会への参加や避難所運営ゲームの体験、研修、中学校等での防災講話などを実施しており、これを通じまして、市民の危機意識の醸成を図り、防災知識の普及啓発に向け、継続的に取り組んでいるところであります。

私からは、以上であります。

○議長（小比類巻正規君）　総務部長。

○総務部長（小泉富男君）　防災問題の第２点目、津波に対する計画、検討についてお答えいたします。

平成２４年１０月に青森県から発表されました津波浸水予測図では、当市においても東日本大震災を上回る浸水区域が示され、それをもとに、平成２５年３月に津波避難計画を策定したところでございます。

津波避難計画では、津波の第一波の到達時間、津波浸水エリア、避難者の人数、避難時に利用される車両の台数、避難道路の規格や本数及び避難所までの距離などの諸条件により、最も有効と思われる避難の方法を選択しております。

この中で、三川目及び鹿中地区については、従来どおり徒歩による避難とし、淋代、細谷、六川目、織笠、塩釜及び新森地区においては、浸水区域の広さや避難所までの距離などを勘案して、車での避難を想定しております。

津波避難については、速やかに逃げるということが非常に重要でありますので、津波避難計画にある避難道路等の整備に向け、さまざまな財源の検討や国への要望活動を実施するなど、現在、取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（小比類巻正規君）　経済部長。

○経済部長（山本　優君）　御質問の第３点目、海岸線沿いの防災林の回復状況及び今後の再生計画についてお答えいたします。

平成２３年の東日本大震災では、当市沿岸の防災林においても、津波によりクロマツなどの流失、倒木、塩害枯死などの甚大な被害が発生しており、その被害面積は、国及び青森県の試算で、合計約１０８ヘクタールとなっております。

この被害を受けた防災林は、そのほとんどが国有林及び県有林であることから、国においては、平成２４年度から平成２９年度にかけ、青森県においては、平成２４年度から平成３２年度にかけ、海岸防災林造成事業として古木の処理や植栽、下刈りなどの工事を順次進めている状況でございます。

これにより、防災林の植栽につきましては、平成２７年度末時点で、被害面積の１９．２％に当たる２０．７４ヘクタールを整備したところでございます。

また、そのほかに、地域住民の自主的、継続的な保全活動により、海岸防災林の再生・保全を目指すことを目的として、平成２７年度に三沢市とおいらせ町及び両市町の沿岸町内会並びに青森県とで、地域の力で守り育てる海岸防災林整備活動支援連絡会を立ち上げ、平成２７年度から平成３１年度までの５カ年をかけ、植林活動や海岸防災林の重要性を後世に伝えるための出前講座を、小・中・高校生及び地域住民を対象として行う計画であります。

さらには、東芝グループが社会貢献活動として実施している１５０万本の森づくりでは、当市沿岸におきましても、平成２４年から継続的にクロマツの植林活動を行っていただいているところであります。

これまで幾度となく津波による被害を受けながら、そのたびに先人が守り育ててきた防災林でございますが、東日本大震災において津波エネルギーを減衰させたり、漂流物を捕捉するなど、被害の軽減に大きな役割を果たすことを再認識させられたことから、この重要な防災林の復旧を確実に実施することはもとより、これまでの歴史を後世に伝えるためも、これらの活動を関係機関や住民の皆様とともに、継続的に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻正規君）　下山議員。

○４番（下山光義君）　御答弁ありがとうございました。

それでは、津波対策のハード面での対策について再質問をさせていただきます。

先ほど、答弁では、ハード面での津波対策として、避難道路の整備を検討しているという御答弁でございましたが、市では、その整備に向けて、国や県に対して現在どのような働きかけをしているのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小比類巻正規君）　総務部長。

○総務部長（小泉富男君）　再質問の津波対策としての避難道路の整備に向けた国等に対する働きかけについての御質問にお答えいたします。

下山議員御承知のとおり、津波から命を守るためには、迅速に避難することが重要であると考えております。三沢市の場合、津波の第一波到達時間は４２分から５０分と、ある程度の時間がありますので、津波避難計画による避難方法として、より早く確実に避難するための避難道路の整備が必要であると考えております。

したがいまして、避難道路の整備は、災害対策上の重要課題の一つであると認識しており、整備に向け、国等の担当部署とさまざまな財源の協議を行っているほか、東北市長会を通じて、青森県太平洋沿岸地域における緊急避難道路や迂回路の整備など、広域的な観点からも交通基盤の整備を図るため、国へ要望活動をするなど、現在、鋭意取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（小比類巻正規君）　以上で、下山光義議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。

遠藤泰子議員の登壇を願います。

○５番（遠藤泰子君）　おはようございます。

遠藤泰子でございます。はじめての一般質問でございますので、質問に入る前に、議長のお許しをいただき、一言御挨拶を申し上げます。

本年３月に行われました三沢市議会議員選挙におきまして、多くの市民の皆様の御支援をいただき、初当選させていただきました。市政の壇上に立たせていただいたことに対し、心からお礼を申し上げます。

これまで、私は二十数年間、主に介護の相談業務に携わり、また、町内会活動や子ども会活動にも参加してまいりました。これまでの福祉現場の経験や地域活動の経験を生かして、三沢市民の幸せのため、三沢市の将来のために、女性パワー全開で頑張ってまいりますので、種市市長をはじめ執行部の皆様方、先輩議員の皆様方の御支援、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

１点目の質問は、広報みさわについてお伺いいたします。

広報みさわは、毎月、市内の出来事や市政の動きなどを掲載し、市民にさまざまな情報を提供してくれます。担当職員の努力している姿と、市民にわかりやすいようにという思いが伝わってまいります。市政に関する情報をわかりやすく市民に伝えることによって、市民と行政が情報の共有化が図られることは、協働のまちづくりを進めていくための第一歩であり、広報紙は、市民に対しさまざまな情報を周知する基本的な情報媒体として重要な役割を担っていると思います。

さて、この広報みさわですが、月初めに町内会を経由し、各世帯に配布されていますが、南山町内会では、広報みさわが集会所に届きますと、集会所に各班の班長が集まり、配布物の仕分けをいたします。そして、この広報配布時に集まることをきっかけとして、防犯灯が切れたとか、道路が穴があいて危ないとか、さまざまな情報交換の場にもなっています。地域コミュニティーの場面においても、広報配布は大きな役割を果たしているものと思います。

一方、現在の三沢市の町内会加入率を伺ったところ、約６０％であるとのことでありました。約４割に当たる町内会未加入世帯に対して、広報みさわが行き届いているのか疑問があり、今回の質問となりますが、私は、全ての市民は市政について公平に知る権利があり、情報取得に差が生じてはいけないと考えております。

三沢市広報規則第５条には、「広報紙は、市内の各世帯、官公署その他市長が必要と認めるものに無料で配布する」と規定されています。

町内会は任意加入であり、１００％の加入率ではないことから、何かしらの対策が必要なのではないかと思います。

そこで、私なりに他市の広報配布の方法

を、どうなっているのか調べてみましたところ、ポスティングによる各世帯配布をしている自治体や新聞に折り込みをしている自治体、障害者団体に委託している自治体、シルバー人材センターに委託している自治体など、広報配布の手法はさまざまな方法があることがわかりました。

それぞれ経費的な面、配布率の面など、メリット、デメリットがあるかとは思いますが、当市の広報配布の今後のあり方について、考えをお伺いいたします。

次に、２点目の質問は、婚活事業についてお伺いいたします。この質問は、定住化対策という観点から御質問いたします。

少子化対策は、大きな社会問題として、これまで国、地方がそれぞれ取り組んでまいりました。子育てする環境の整備、児童手当の拡充、育児休業の拡大、イクメン・カジダンの啓発など、国挙げての重要な取り組みであると思います。

加えて、未婚化あるいは晩婚化の問題もまた、少子化の大きな要因となっている状況にあり、子育て環境の整備とともに、結婚を後押しする取り組みが必要な時代となっていると思います。

青森県では、地域社会全体で結婚に対する機運を醸成し、結婚を望んでいる独身男女の出会いの場づくりを一層進めていく必要があるため、結婚したいと考えている方を応援する「あおもり出会い・結婚応援事業」をスタートさせました。

また、つがる市では、結婚支援事業をスタートさせ、６月１２日には、地域ぐるみでできる結婚の応援について一緒に考える機会として、結婚応援シンポジウムを開催するとのことです。

私自身、エムズネットワークというグループで、これまでさまざまなスタイルの婚活パーティーなどを仲間とともに企画し、活動してまいりました。

これまでの活動の中で感じたことは、今の若い人は本当に出会いの場が少ないということです。婚活をされている方のほかにも、潜在的には後押しが必要な方はたくさんいると思います。

そして、もう一つ言えることは、婚活パーティー等を通して、これまで結びついたカップルは三沢市に住むケースが多いという結果となっているということです。

例を挙げますと、男性、女性ともに、市外の方が三沢市で婚活して、現在はお子さん２人と三沢市に住んでいるというケース。また、男性が市内在住、女性が市外の方、三沢市で婚活して、三沢市内に住んでいるというケースもありました。

この三沢が運命の出会いの地であり、子育て環境に恵まれていることも相まって、婚活事業は少子化対策でもあり、三沢市の定住化にもつながる事業でもあると感じています。

定住化対策は、雇用の問題、土地の問題、住環境の問題、学校の問題などさまざまな取り組みが必要であると思いますが、婚活事業が実際に定住化につながっているということを踏まえ、今回、質問いたしますのは、市の定住化対策の一環として、結婚を後押しする事業を行う考えがあるかについてお伺いいたします。

次に、３点目の質問は、企業誘致への取り組みについてお伺いいたします。

三沢市総合振興計画後期基本計画によりますと、働き暮らせるまちづくりの中で、企業誘致と雇用創出に取り組まれています。

誘致企業数では、平成２３年時点の１５社から平成２８年の目標値を２０社としております。雇用の場を確保することは、定住化促進をする上で大変重要な取り組みであり、多くの市民が期待し、願っていることだと思います。

一方、ハローワーク三沢管内の３月末現在の有効求人倍率は１．１０倍となっており、事務職の求人は依然として少ないものの、介護、建設、食品加工など、職種によっては人不足が生じているとのことでした。

先般、１０年から２０年後には、約４７％

の仕事がなくなるという記事を見つけました。オックスフォード大学の調査では、技術の進歩が目覚ましい勢いで進んでおり、機械の自動化などで仕事がなくなるリスクが高いとのことです。産業界に大きな衝撃を与えたとのことでしたが、今後、人工知能と技術の進歩により、産業構造の変化が予測されている中、これから新たに増加する仕事、なくなっている仕事が色分けされてまいります。

三沢市としてもあらゆる分野を見渡し、将来を見据えた企業誘致が必要であると思います。種市市長のマニフェストでは、企業誘致等を４年間で１０社とのことでありました。私も企業誘致を積極的に進めることは大いに賛成であり、微力ながらも市民が求める雇用の場づくりに積極的に取り組みたいと考えております。

当市の総合振興計画上の企業誘致の進捗状況はどうなっているのか、そして、今後どのような企業を求めて誘致を進めていくのかについてお伺いいたします。

以上で、私の質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（小比類巻正規君）　ただいまの遠藤泰子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　ただいまの遠藤議員御質問の経済問題の企業誘致に係る現状と方向性については私から、そのほかにつきましては政策部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと存じます。

企業誘致と雇用の創出は、三沢市総合振興計画後期基本計画において、企業にとって魅力的な環境整備や市独自の優遇制度によって戦略的な企業誘致を進め、地域産業の持続的な発展、雇用の維持や、あるいは確保を図ることを基本方針としております。

御質問の企業誘致の目標値に対する進捗状況でありますが、議員おっしゃるように、平成２８年度までの目標値を、平成２３年度の１５社から５社増となる２０社として掲げ、定期的な企業訪問を行うほか、企業との交流会に出向くなど、積極的な誘致活動を実施してまいりましたが、今年５月末現在では、１社増の１６社となっております。

次に、当市の企業誘致に対する考え方でありますが、平成２３年に青森県とともに策定した、青森県県南下北地区における産業集積のための基本計画や、平成２４年に青森県とともに認定を受けた「あおもり生業づくり復興特区」において、当市工業団地への集積業種として、環境・エネルギー関連産業、エレクトロニクス等先端技術関連産業、食品関連産業、情報サービス関連産業を指定したほか、近年は、三沢基地が所在するという地域特性に鑑み、地元企業の航空機業界への参入も含めた航空機関連産業の集積に向け、青森県をはじめ関係機関等とさまざまな取り組みを実施しているところであります。

これらの業種が当市に立地した場合には、国や青森県のさまざまな支援に加え、三沢市企業立地促進条例に基づく各種奨励金の対象となることから、当市は、これらの優遇制度をセールスポイントの一つとして企業誘致活動を行っておりまして、今後も引き続き青森県や関連機関と連携を図りながら、雇用創出に向けて、企業誘致の促進に努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

○議長（小比類巻正規君）　政策部長。

○政策部長（山本剛志君）　行政問題の広報みさわについてお答えいたします。

当市では、広報みさわの配布につきましては、基本的に、各町内会から申し出のあった世帯数分の部数を、ほかの機関が発行するパンフレットやチラシとともに町内会長さんなどのお宅にまとめてお届けしており、それを各戸にお配りいただいております。

このことによって、少なくとも町内会加入世帯には、広報みさわとそのほかのパンフレットなどが直接届けられております。しかしながら、町内会に加入されていない世帯の多くには、直接届けられていないのが現状で

あります。

また、現在の配布方法は、町内会の会長さんや班長さんに、毎月、仕分けや配布などの負担がかかるといった問題点もあると考えております。

このようなことから、当市では、青森市や八戸市などで実施されている郵送または業者委託による配布、いわゆるポスティングについても検討しておりますが、新たな経費が発生することなどの課題があり、今のところ導入に至っておりません。

したがいまして、当面は、引き続き町内会に配布をお願いするとともに、市内約６０カ所に設けている広報みさわの閲覧や持ち帰りができる設置場所を見直して、より行きやい場所に設置することを検討するほか、マックテレビなどにより広報みさわの設置場所を周知してまいりたいと考えております。

次に、定住化問題の婚活事業への取り組みについてお答えいたします。

全国的に人口減少が進む中、国立社会保障・人口問題研究所によると、当市の人口も減少すると推計されており、少子化対策や定住化対策は喫緊の課題となっております。

定住の促進と少子化対策の一環として行われる結婚の後押しや出会いの場をつくる取り組みにつきまして、青森県では、あおもり出会いサポートセンターの運営を民間団体に委託し、婚活イベントをはじめとした情報提供などを行っております。

当市におきましても、女性や若者らによる市民団体が主体となって、婚活イベントや市内飲食店を会場とした大人数での交流会を開催しているほか、道の駅みさわ斗南藩記念観光村内に、恋愛観光スポット「くれ馬は～と愛の鐘」を設置するなど、出会いの機会の創出を図っているところでもあります。

今後につきましては、出会いを求める方々の年齢層、職業など、それぞれのニーズに沿った交流の機会をつくり出す方策を検討するため、市民団体や企業などと連携しながら、勉強会やシンポジウムなどを通じて情報収集し、これら市民団体などの取り組みを市のホームページやソーシャルネットワーキングサービスを通して、広く発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻正規君）　遠藤議員。

○５番（遠藤泰子君）　御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

先ほど説明がありました婚活事業の取り組みについてと、市長の答弁ありました企業誘致の取り組みについては、再質問はございません。今後とも前向きに取り組まれるようよろしくお願いいたします。

広報みさわについて再質問します。

私は、広報配布のあり方については、それぞれの手法にメリット、デメリットがあると思っています。仮に、先ほど説明がありましたポスティング方式にした場合に、今以上に経費がかかるものと思いますが、どのくらいの負担と見込んでいるのか、試算しているのであればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小比類巻正規君）　政策部長。

○政策部長（山本剛志君）　広報の配布についてお答えいたします。

全世帯を対象にポスティングを業者委託する場合、配送料のほか、現在、一月当たり広報みさわを１万４，０００部印刷しておりますが、現在の三沢市の世帯数であります、約１万８，０００世帯に合わせて４，０００部の印刷をふやすことになります。

また、広報みさわと同時に配布しております、三沢市社会福祉協議会などの発行しておりますパンフレットなどの折り込み料などを合計いたしますと、年間約１，０００万円ほどかかると見込んでおります。

以上であります。

○議長（小比類巻正規君）　遠藤議員。

○５番（遠藤泰子君）　広報について再々質問いたします。

先ほど種市市長より御説明あったように、今月の広報みさわを読ませていただきまし

た。健康事業特集として、１７ページにわたり掲載されております。市民に対する健康増進の意識を高めてもらいたいとの思いが伝わってきました。

また、市の財政状況、災害に強いまちづくり、市民提案事業の募集など、重要な市政情報が掲載され、また、イベント情報、講座の案内、各種相談の案内など盛りだくさんとなっております。

市民に伝えるべき情報が詰まっている広報みさわです。多くの市民に配布されることにより、市民に対する啓発や市政への理解とつながり、応援してくれる市民がふえるものと思います。

広報の効果を勘案した上で、約４割の町内会未加入世帯に対しての対策、講読率を上げていく方策について研究を進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（小比類巻正規君）　政策部長。

○政策部長（山本剛志君）　講読率を上げる方策についての再質問についてお答えいたします。

講読率を上げる方策としましては、一部の町内会では、町内会に加入していない世帯にも広報みさわを配布していることは市では把握しております。しかしながら、全ての町内会に同様のお願いをするということは大変難しいことであると考えております。広報みさわを自由に持ち帰ることができる施設を見直すこと、例えばスーパーマーケットやコンビニエンスストアなど、誰もがよく行く場所に設置することで、読む人の割合を高めることができるものと思います。その点を検討したいと思います。

また、現在、インターネットによる市のホームページで広報みさわを閲覧できますので、このこともあわせまして、周知徹底していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（小比類巻正規君）　以上で、遠藤泰子議員の質問を終わります。

この際、午後１時まで休憩といたします。

午前１１時４９分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（小比類巻正規君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、議長を交代します。

○副議長（太田博之君）　議長を交代しました。

それでは、一般質問を次に移ります。

加澤明議員の登壇を願います。

○８番（加澤　明君）　みさわ未来の加澤明です。通告に従いまして、端的に質問をさせていただきます。

まず１点目、米軍基地との交流について。

本年４月２３日に米軍基地内の軍人や生活支援を行う第３５支援中隊「エアマン＆ファミリーレディネスセンター」という団体が企画したイベント・三沢ジュニアスポーツデーがはじめて開催され、日米の小学生、保護者らがスポーツやゲームを通じて交流を深め、大成功をおさめ、市もこのイベントの成功を受けて、米軍団体第３５支援中隊エアマン＆ファミリーレディネスセンターに対して感謝状を贈ったとありました。

また、このイベントの成功は、自衛隊の有志のほかにたくさんのボランティアが競技進行や英会話のアシスタントなどを務め、三沢市も共催したことが成功の要因の一つになったのではないでしょうか。

他の米軍基地を抱える自治体では、米軍人や米軍属による事件やトラブルが起きる中、三沢市も例外ではありませんが、ただ、当市においては、「人とまち　みんなで創る　国際文化都市」を基本理念として、基地との共存共栄を掲げてきました。

そのような中、先日の日曜日に行われたアメリカンデーも市内外から約８万人が訪れ、また、恒例の基地航空祭などさまざまなイベントを行い、長い年月を通じながら基地と国際文化交流を深めてまいりました。それが三沢らしい風土であり、文化、歴史ではないでしょうか。

特に、今回の新しいイベントは、日米の子供たちが汗を流しながら直接触れ合い、日米の保護者同士も子育て交流できる機会でもあり、また、別の視点から見れば、子供たちや大人の英会話のスキルアップにもつながるのではないでしょうか。

今後、基地の共存共栄を進めるのであれば、日米の若い子育て世代の交流イベントは重要な役割をすると思います。

そこで、２点質問いたします。

市は、共催してされた三沢ジュニアスポーツデーをどのように評価されているのか、お伺いいたします。

次に、市としてどのような支援をして、米軍団体と協力しながら年中行事にする考えがないのかをお伺いいたします。

次に、消防・救命教育について。

さて、小中学生の学校教育は、進学率の向上や豊かで変化の激しい社会で育った子供に対して、教育環境は大きく変化し、教育関係者におかれましては、このような状況の中、学校教育、また、子を育てる観点からも、さまざまな問題に対応しながら、大変御苦労されながら、教育目標の一つ、知・確かな学力、徳・豊かな心、体・健康で活力ある体を唱え、日々頑張っておられると思います。改めて、先生、関係者各位に対して心より敬服をいたします。

私は、三沢市の将来は、三沢を担う子供たちの人材育成であり、そのためには、子供たちの学びの拡大や多様化も重要なことではないかと思う一人であります。

先般、「小学生も救命処置」をという記事を見る機会があり、内容は、小中学校では火事が起きたときの行動や消火器の使い方などを教えてきたが、病気やけがで突然倒れた人に心臓マッサージや人工呼吸、気道確保の方法等の救命処置などの対応については教えておらず、担当課では、今後、助かる人をふやすには、救命処置のできる人が多くいることが重要、そのためには、小学生には救命処置の方法とともに、命の大切さも学んでほしいとありました。

（パネルを提示しながら）これは、札幌市の全小中学校で実施する「教えて！ファイヤーマン」という出前授業です。子供は、このような五感で体験できる授業は心に残り、身につくものです。

また、特に最近の子供は、ゲームなどの疑似体験がふえる一方、人間関係を築く力が弱まるなど、子供の社会性の欠如も指摘されていることもあります。

だからこそ、子供は机での学習のほかに、いろいろな経験を蓄積して成長していくべきで、この二つのバランスが両立してこそ、人間性の豊かな子供が育つのではないでしょうか。

それから、市長はマニフェストで、認知症サポーター１，０００人を目指すとあり、例えば命の大切さを学んだ子供たちが成長し、認知症サポーターを希望したときに、この授業はとても役に立つ、よい経験になるのではないでしょうか。

ですが、この授業は、学校や先生の時間の負担が大きく、学校だけでは大変な授業だと思います。消防の協力、保護者の理解をいただきながら、ぜひとも命の大切さを改めて学ばせる出前授業として取り組む考えがないのかをお伺いいたします。

最後に、公共施設についてであります。

三沢市には、学校、市営住宅のほか、いろいろな公共の建築物がありますが、新しい建物もあれば古い建物もあり、その利用目的もさまざまなであります。今回は、その中でも、中心市街地の中にある、昭和４３年３月建築の三沢市中央社会福祉センター、現在、築４８年。昭和４７年４月建築の勤労青少年ホーム、現在、築４４年。昭和５８年建築の働く婦人の家、現在、築３３年。この隣接して建っている施設に対して質問したいと思います。

さて、中央社会福祉センターは、あと２年ほどで半世紀の５０年が経過し、勤労青少年ホーム、働く婦人の家においては、約１１年

の建築差はあるものの、施設自体は接合して建てれ、現在まで改修工事、修繕されながら、それぞれ利用されております。

今後、当市においても、三沢市公共施設等総合管理計画の中において、利用方法など見直される公共施設であるはずですが、この３施設に関しては市の中心地にあり、特に三沢市社会福祉センターを筆頭に、公共施設の中でもかなり古い施設であります。

また、この建物に隣接して、新しく平成３０年１１月完成予定の(仮称)子ども館も整備されることが決まっております。

このような状況を踏まえますと、これからの３施設の利用、運用なども大きく変化し、方向性も早急に計画していかなければならないと思います。

そこで、質問いたしますが、現在、各施設の利用状況はどのようになっているのか、また、今後さらなる老朽化の進むこの施設に対して、利用状況を踏まえながら、どのように管理運営していくのか、お伺いいたします。

以上、質問を終わります。答弁のほうよろしくお願いいたします。

○副議長（太田博之君）　ただいまの加澤明議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　ただいまの加澤議員御質問の米軍基地との交流についての第１点目、三沢ジュニアスポーツデーへの評価については私から、その他につきましては副市長並びに担当部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと思います。

三沢ジュニアスポーツデーは、スポーツを通じた日米の子供たちと保護者などの交流促進を目的に、米軍三沢基地エアマン＆ファミリーレディネスセンターの主催により、去る４月２３日に中央公園を会場として、今回はじめて開催されたものであります。

当日は、日米の小学生とその保護者など約３００人が集まり、満開の桜のもと、開会式に続いてラジオ体操、縄跳び、二人三脚などの競技を行ったほか、フラフープやアメリカ式玉入れゲーム、コーンホールなどを楽しみました。また、昼食にはホットドッグとドリンクが無料で提供され、日本の参加者たちは、スポーツ交流に加え、アメリカ文化も満喫できたのではないかなと考えております。

三沢ジュニアスポーツデーをどのように評価しているのかとの御質問でありますが、今回のイベントを高く評価すべき点は２点あったと思います。

一つ目としては、イベントの企画、準備、当日の運営まで、ほとんど全てを米軍側が主体的に実行したという点が挙げられます。米軍みずから地域でのイベントを企画し、アメリカ式の内容で大勢の日本の子供たちを招いて実施したという点において、国際色豊かな三沢らしい大変すばらしい取り組みであったと考えております。

次に、二つ目の評価といたしましては、当日の運営に約８０人もの日米のボランティアが参加したという点が挙げられます。これまでもジャパンデーやアメリカンデーなどは多くのボランティアが参加しておりますが、今回のイベントでもたくさんのボランティアの方々が参加者の受け付け、競技運営、昼食の調理及び給仕、後片づけなどに協力し、イベントの運営を支えていただいたところであります。

このようなボランティア精神をもとに、日米双方の参加者が協力し合い、今回のイベントを成功へ導いたことは、三沢市総合振興計画の基本理念「人とまち　みんなで創る　国際文化都市」を推進する当市といたしましても大変喜ばしいことであると考えております。

私からは、以上であります。

○副議長（太田博之君）　政策部長。

○政策部長（山本剛志君）　御質問の第２点目、市も米軍と協力して三沢ジュニアスポーツデーを毎年実施する考えはないのかについてお答えいたします。

今回の第１回三沢ジュニアスポーツデーの開催に当たっては、市及び市教育委員会が共

催となり、中央公園の施設利用、日本人小学生の参加者募集、ボランティア募集、情報提供ブースにおける観光パンフレットの提供・配布、さらには、当日の運営など、さまざまな形で協力し、実現に至ったところであります。

当市といたしましては、今回のイベントが参加者やボランティア従事者から大変好評を得たこと、また、市民レベルでの日米交流がとても有意義なものであると考えておりますことから、来年度以降も引き続き協力して実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（太田博之君）　副市長。

○副市長（米田光一郎君）　公共施設についての御質問にお答えいたします。

はじめに、各施設の現況と利用状況でございますが、三沢市中央社会福祉センターは、昭和４３年３月に設置し、施設の主な機能としては、集会室、休憩室、保育室、学習室等があり、平成６年度には、外壁、電気設備、窓枠サッシ、冷暖房器具等の全面改修を行っております。

平成２７年度における利用人数は、３７団体、延べ１万５，５３６人であり、特に利用頻度が高い集会室では、ダンス、カラオケ愛好会、ヨガ、太極拳等の団体から定期的なお申し込みをいただき、開館日にはほぼ終日利用されている状況となってございます。

次に、三沢市勤労青少年ホームは、昭和４７年３月に設置し、施設の主な機能といたしましては、大・小集会室、和室、音楽室、娯楽室等がございます。

平成２７年度における施設の利用人数は、３８団体、延べ７，５１９人であり、中でも大集会室は、大きな鏡の設備があることから、特に利用希望者が多く、太極拳やダンスサークルなど１６団体からの定期的な利用により、ほとんど空き時間がない状況となってございます。

三沢市働く婦人の家は、昭和５８年３月に設置し、施設の主な機能といたしましては、軽運動場、講習室、調理実習室、会議室等がございます。

平成２７年度における施設の利用人数は、６８団体、延べ１万２，９３５人であり、中でも軽運動場は卓球やバドミントン、フットサルなど、９団体の定期的な利用に加え、冬場になりますと、各種スポーツ少年団の利用も加わり、さらに利用頻度が高まっております。

以上のように、各施設ともそれぞれに特徴的な機能があり、幅広い年齢層からの御利用をいただいております。今後におきましても、引き続き市民の皆様に快適に利用していただけるよう適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、各施設については、いずれも設置から相当年数を経過しており、老朽化が進んでいることも事実でございます。

このことにつきましては、現在策定中の公共施設等総合管理計画の中で、市の施設全体の方向性が明らかになりますことから、当該計画に基づき、人口動態による利用状況などを想定しながら、当該施設について、個別、具体的に存続、統廃合などを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（太田博之君）　教育部長。

○教育部長（山本智香子君）　消防・救命教育についてお答えいたします。

御質問の学校と消防署が連携した、火災が起きたときの対応を学ばせる機会についての取り組み状況につきましては、毎年、全ての小中学校で年２回から５回実施しております防災避難訓練の中において、消防署と連携した消防訓練も実施しております。

この消防訓練の中においては、児童・生徒に、消防署員による実演を見学させた後、実際に水消火器、屋内消火栓、救助袋等を使用させ、緊迫感や臨場感を持たせた訓練を実施しております。

今年度におきましても、全小中学校で消防署と連携し、地震・津波、火災を想定した消

防訓練等を実施し、防火通報や消火及び救命講習会において、救命や応急手当て等についても学ぶこととしております。

小学校段階からの応急手当ての方法等の体験を通した、命を大切さを学ぶ学習についての取り組み状況につきましては、全ての小中学校において、年間を通して、命の大切さを学ぶさまざまな活動を教育課程の中に位置づけ、計画的に実施しております。

道徳の授業においては、生命尊重の学習を位置づけ、命の大切さや命を守る方法について指導しております。

さらに、小学校においては、体育の授業で、自分でできる簡単なけがの手当てについて、学級担任と養護教諭等の指導のもと、実践的な体験学習を実施しております。

また、重いけがなどの事故を想定し、学校内、学校外での事故の発生場所により、けがの状況などを先生や近くの大人に知らせることの大切さを指導しております。

中学校におきましては、保健体育の授業で、小学校段階での体験活動を再確認した上で、校内のＡＥＤの設置場所の確認や心肺蘇生の必要性を指導しております。

また、患部の保護や固定、止血を適切に行うことができるように、保健体育担当教諭と養護教諭等の指導のもと、実践的な体験活動を行っております。

消防訓練とは別に、消防署と連携した本格的な救命講習会の実施状況につきましては、過去３年間におきまして、ＰＴＡ行事で保護者と子供が一緒に実施した小学校が２校、消防署員による講習会を実施した中学校が３校、消防署への職場体験の中で実施した中学校が２校となっております。

教育委員会では、命の大切さを学ぶ機会の設定や自他の命を大切する心の育成を、学校における命の保証の観点からも大変重要なことと考えております。

このことから、今後におきましても、学校安全に係る消防訓練及び救命講習会等については、消防署に協力を依頼し、連携して実施してまいります。

さらに、このような機会を捉えて命の大切さを学ぶ教育の充実に努めるよう、校長会等を通じて周知して、実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（太田博之君）　加澤議員。

○８番（加澤　明君）　大変、全ていい回答が来たので再質問しづらいのですけれども、若干質問順に沿って再質問させていただきたいと思います。

まず、市との交流についてですけれども、今、市長のほうからも大変高い評価をされ、執行側からも来年からもできる限り続けていきたいという回答をいただきました。これは本当に子育て世代の親御さんたちが日米を通じて触れ合うチャンスというのはなかなかないのです。ぜひともこれは続けていただきたいと思います。

ただ、回答の中にもありましたけれども、市は共催として、かなり各方面から人、それから場所の提供とかいろいろやっていることもわかりました。しかし、やはり主催は米軍側サイドでやっていただいて、米軍側のほうの団体からお願いされて共催されるわけですよね。となると、やはり米軍の団体のほうも異動とか、そういう部分があるので、せっかく今、市長部局のほうに市民スポーツ課が設置されたわけですから、もしできるのであれば、共催という形でなく、これから年中行事として行うのであれば、共同主催という形で、どちらからもこのイベントに関して前向きに、同時進行させるというお考えはないでしょうか。

○副議長（太田博之君）　答弁願います。

政策部長。

○政策部長（山本剛志君）　三沢ジュニアスポーツデーの再質問についてお答えいたします。

先ほど、主催、共催というお話がございましたが、今回の三沢ジュニアスポーツデーにつきましては、米軍から提案されたイベント

ということで、ほとんど提案されたイベントというのは米軍からないものですから、今回、米軍で主催していただきました。

三沢市、また、市教育委員会としましても、共催という立場でありますので、今の形がすばらしい状態だと考えておりますので、この共催の形で引き続き協力していきたいと考えております。

以上であります。

○副議長（太田博之君）　加澤議員。

○８番（加澤　明君）　共催することが、今一番ベストの状況だということを伺いましたけれども、やはり共催の仕方というのは本当は複雑で、範囲も広くて、パターンもいろいろと聞いております。ぜひとも、共催の形でいくのであれば、とにかく継続できるような形で、逆に共催側のほうからも、ことしどうするのだとか、そういう問いかけをしながら事前に計画していくお考えはありますか。

○副議長（太田博之君）　政策部長。

○政策部長（山本剛志君）　三沢ジュニアスポーツデーの再々質問にお答えいたします。

共催という形で、市のほう、教育委員会のほうで進めておりますので、米軍のほうに働きかけて、ことしは桜の満開の時期でありましたので、この時期を逃さず、年のはじめのころから米軍のほうに働きかけて、一緒にやっていきたいと考えております。

以上であります。

○副議長（太田博之君）　加澤議員。

○８番（加澤　明君）　それでは、この件に関しては、とにかく期待をいたしまして、継続できるように執行部のほうでも頑張っていただきたいと思います。

それでは、２点目の消防・救命教育についてであります。

部長のほうからも説明がありましたけれども、学校単位でもいろいろな角度、目線から、消火訓練も含めて、そういう機会、また、保健体育とか、そういう時間にも教えていると。それはそれで、私は大変いいことだと思うし、当然学校の保健の先生とか体育の先生は、ある程度の知識があって指導する立場にあると思うのです。

ですけれども、私も資料を調べた時点で、小学校では２校、木崎野小学校で２５年６月に、２年生７０名でＡＥＤの使い方とか心肺蘇生などの講習をしているわけです。そのほかに、同じく９月なのですけれども、三沢小学校の５年生で、約２９名、救命入門コース、これは約９０分の講習だそうです。こういう形で全小中学校が情報の共有をして、父兄なんかに私は伝えるべきだと思うのです。

確かに、学校でやられる授業は、体育の先生はジャージを着て、保健の先生は白衣を着てやっているのかどうかわかりませんけれども、実際、子供たちというのは、消防車が来たり、救急車が来たり、きちんとした制服を着たり、その姿を間近に見て、現実味を帯びた講習になるわけです。その価値観というのは、学校の授業で習うものと実際に現場の人が直接来て習うものというのは、受け方が私は全然違うと思うのです。

しかも、実際こういう形でやられた実例があるわけです。そうすると、非常に学校というのはいろいろなカリキュラムがあって、授業の時間をつくるのは大変だと思うのです。ですけれども、現にやった経緯があるわけですから、だからできないことではないのです。

ただ、必ずしも強制的に私もやれとは言っていないのですけれども、やはり各小中学校にこの情報が全部に行き渡って、選択できるような状況。受けたい人は、やっぱりほかの学校でもいるわけです。そういう情報の共有というのですか、そういうことも学校側とか教育委員会側としてはやっていかなければならないと思います。

消防長も来られているので聞きますけれども、現にこういう講習をやられまして、消防側の教育も大変重要だと思うのです。実際、今、私、２例ほど事例を挙げましたけれども、手応えというか、そのときの雰囲気、消防の側としては、例えば全学校で、これは日

にちはずれますけれども、対応できるでしょうか。物理的に対応は、全学校は無理だとか、そういうことであれば、根本的に見直していかなければいけないのですけれども、消防側とすれば、要望があれば必ず対応はできますでしょうか。

○副議長（太田博之君）　消防長。

○消防長（田頭　覚君）　ただいまの救命講習、全学校の要望があれば対応できるかという再質問についてお答えいたします。

要望があれば全て対応させていただきたいと思います。

小学生による、早い段階から救命講習を習うことは、救命効果の向上につながるものと考えており、講習会の依頼があった際には、受講対象者の学年別により講習内容も考慮し、対応してまいりたいと考えております。

総務省消防庁では、平成２３年より出された要綱に伴い、新たに救命入門コースが追加され、これまで救命講習の対象者はおおむね中学生以上を基本とされていましたが、より広く普及啓発活動を展開するため、また一方で、対象者は、体力的な面を考慮し、小学生中高学年、おおむね１０歳以上となりました。

救命入門コースのカリキュラムは、胸骨圧迫とＡＥＤの使用を中心とするものであります。講習時間は、小中学校で実施することも考慮し、小学校の２時限分の９０分となっております。

また、講話を中心に、約１時間で行うその他講習という講習もありますことから、積極的に活用し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（太田博之君）　教育部長。

○教育部長（山本智香子君）　ただいま消防長のほうから、救命講習会の件につきましてのお答えをいたしましたが、それに補足をさせていただくということでお答えさせていただきたいと思います。

先ほど、市内小中学校で行う訓練等につきましては、答弁の中でお話し申し上げましたが、今年度につきましても各小中学校で実施することを計画しておりまして、市内小中学校の実施回数、２８年度おきましては、全て計算いたしますと４５回、そのうち消防署を呼ぶ訓練が１５回、消防と連携してやるということになっております。

そのほか、先ほどＰＴＡ行事としての親子での体験、それから講習を受けるなどにつきましても、今後とも校長会等を通じて周知を図って、積極的に行えるようにしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（太田博之君）　加澤議員。

○８番（加澤　明君）　今、消防長からも、補足で部長のほうからも答弁がありましたけれども、やはり国のほうでもそういう施策になってきているということで、私も大変うれしく思う一人であります。部長のほうからも、本年度そういうカリキュラムが入っていると対応していくという話がありました。

そこで、ちょっと確認で、再度確認いたしますけれども、予定されているものというのは、救急救命に関する講習ですか、それとも、単に消火の対応の講習なのか、その辺の予定の中身というのを教えていただければと思います。

○副議長（太田博之君）　答弁願います。

教育部長。

○教育部長（山本智香子君）　救命講習も含めたものであるかという再々質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました実施回数の中には、救命講習会も含めたものということになっております。

以上でございます。

○副議長（太田博之君）　加澤議員。

○８番（加澤　明君）　この件に関しては、再々質問までいたしましたので、あえて質問はいたしませんが、本当にこれは大事な事業だと思うし、講習だと思うので、ぜひとも教育委員会、また、消防のほうも協力しなが

ら、また、父兄のほうにも連絡を密にして、よりよい救命講習ができるような体制づくりをお願いしたいと思います。

それでは、最後に、公共施設についてであります。

公共施設なのですけれども、今、副市長のほうから各使用状況とか、るる説明ありました。大変使われている。中身の濃い使い方をされています。

私も事前にちょっと調査したところ、あそこは隣接というか、あの区域の中に子ども館が近い将来できるわけです。この子ども館ができますと、実際、全部がどうだこうだとは言いませんけれども、勤労青少年ホームに関しては、例えばシルバー人材センターが今入っております。それもホームのほうからほかに移る。そして、中央社会福祉センターでは、子育てサークルが、森のくまさん、キッズチャレンジ、プチメイト、そういう団体が利用しております。そして、働く婦人の家に関しては、ファミリーサポートセンター、子育てサロン、一時預かり事業などが、子ども館ができることによって移行する予定だと思います。

そうすると、確かに利用率は、団体数も多いし、特に体育館、ホール、それに関してはかなりの利用率だと私も聞いております。しかし、現に建物はかなり老朽化しているわけです。そうすると、ある程度の、近い将来なわけですから、建物を集約して効率のよい利用方法にしなければいけないと思うのです。

そうすると、あく、出ていく、使わないところが出てくる。そういうところは、ホールとかそういうのは使っていないという形になるかもしれませんけれども、将来的に３施設を一つの形にして利用を図り、不要な建物は排除し、公共施設をきちんと管理していく。

そして、たまたま今、子ども館ができる敷地には、当然子ども館もできる。福祉センターの道路筋向かいには乳児保育所などもあるのです。ですから、そういう子供たちもあの周りにはたくさんいるということもありますし、今後、将来的に使い勝手のいいように、市民の利便性を図るために集合させて、簡単に言うと壊すものは壊してしまうと。あいたところをそういう形で利用していくお考えがあるのかないのか、お伺いします。

○副議長（太田博之君）　副市長。

○副市長（米田光一郎君）　議員さんの公共施設に関する、三つの施設の集約・統廃合等についての御質問にお答えいたします。

確かに、子ども館ができますと、現在の各施設で行っている子供の関連業務に関して、バージョンアップも図られて、その部分は子ども館のほうに移行するわけですが、先ほど申したとおり、そのほかの団体の利用も非常に多い状況です。

確かに、集約については考えなければならないと考えております。現在策定中の公共施設等総合管理計画の中で織り込めれば、それも検討したいと思います。もし織り込めない場合は、それに引き続いて単独で検討を開始したいと思います。

以上です。

○副議長（太田博之君）　加澤議員。

○８番（加澤　明君）　今、副市長のほうから大変わかりやすい説明をいただきましたし、将来的には、やはり子ども館というのは市長マニフェストの目玉でもあります。そして、市の公共施設の中の目玉にもなります。

私、子ども館に関してはしつこく質問するのですが、やはりつくるのであれば、形のいいもの、利便性のいいものを全体的に考えていかなければならないと思いますので、ぜひとも今後、総合計画の中でも、間に合わなければその前にでも、きちんと市長部局のほうで精査して、いい形にやっていただきたいと思っております。

以上、私の質問はこれで終わります。

○副議長（太田博之君）　以上で、加澤明議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。

田嶋孝安議員の登壇を願います。

○２番（田嶋孝安君）　こんにちは。

議長のお許しをいただき、このたび、３月の市議会議員選挙において初当選させていただきました、２番、拓心会、田嶋孝安でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さきの４月１４日以降に発生した熊本県を震源とする地震により亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

ことしも、はや６月に入り、クールビズ期間となりました。しかし、先週の北海道では、季節外れの雪が降ったことがニュースで報じられておりましたが、こんな時期に雪が降るのかと驚かされる内容でありました。

振り返ると、直前の平成２７年度は、青森県は全般的に降雪量自体が少ない年であり、５月のゴールデンウイーク後に八甲田方面に行く機会がありましたが、いつもの年のイメージでいけば、雪の壁がそそり立つ、圧迫感を感じさせる雪壁でありますが、圧迫感のない、６月の今時期を思わせる街道でした。

私たち三沢市に住む住民にとっても、雪については、今の時期は雪が降る時期ではありませんが、北国青森県内三沢市にとっても、冬の使者として身近な季節の産物であります。雪が多い年、少ない年、温暖化が関係しているのか、比較的積雪が少ない年がふえているように感じます。雪の多い年で考えれば、豪雪が頭をよぎり、災害となることもある。そして、昨年度のように雪が少ない年は、日当たりのよい場所では、雪が降っては解け、降っては解けと感じる年でもありました。

しかし、三沢市も北国、積雪寒冷地であることを感じさせるのは、日陰の場所においては雪が解けることなく、降っては固まりと東西に伸びる北側面の道路をはじめとした日陰の場所にはいつしかわだちができ、歩行者の通行の妨げとなってしまっている。あわせて、車両の通行や歩行者と車両の接触などについても危険が生じるおそれがある。

また、少子高齢化に伴う中で、お年寄りに優しいまちを形成するためにも、そして、定住促進として三沢市をＰＲしていく上でも、ふだんの生活に直面するマイナスイメージになりがちな雪に対して、住みやすいまちづくりの対策が必要であると考えます。

三沢市総合振興計画後期基本計画、Ｖ、生活に便利なまちづくり、３、道路の整備、基本的な方針内に記載されているとおり、冬期間の道路交通機能を確保するため、適切な除排雪が必要だと思います。

除雪に対しては、課題が山積していることと思いますが、除雪計画について見直しを行いながら改善し、住みよいまちにする必要があると考えます。

また、２７年度には、冒頭にも申し上げたように、除雪計画基準の関係を踏まえ、除雪の出動回数もないこともあり、除雪業者にとって収益性が悪く、除雪に使用するタイヤショベルを手放し、除雪事業から撤退する企業の課題が浮かび上がるが、除雪という考えだけでなく、いつ起こるかわからない災害時の復旧作業としての需要があるタイヤショベルなどの重機ついて、災害協定が結ばれているとはいえ、企業が除雪事業の撤退に伴い、重機を所有しなくなった場合、災害復旧作業、緊急事態に対応できる重機確保の必要性をどのように考えるかによっては、除雪契約において最低補償を行い、市民生活や産業活動を支える必要があると思います。

そこで、次の３点について伺います。

一つ目に、除雪計画の見直しについて。二つ目に、三沢市防災対策における重機確保の必要性について。三つ目に、除雪契約最低補償についてです。

よろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（太田博之君）　ただいまの田嶋孝安議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　ただいまの田嶋議員御質問の行政問題の道路除雪についての第２点目、防災における重機確保の必要性については私から、その他につきましては建設部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと存じます。

災害応急対策の初動については、人命を守るための救助活動や救援物資運搬が必要となりますが、災害の状況によっては、土砂崩れや大雪などによりまして道路が寸断され、孤立する地区が発生して、救助活動や救援物資運搬に支障が出ることがあります。

ことし４月の熊本地震においても、土砂崩れによる道路の寸断が発生しました。また、平成２６年２月に、関東地方における爆弾低気圧による猛吹雪で道路が通行できなくなり、多くの車が立ち往生したこともありました。

このような災害時において、救助活動や救援物資運搬を迅速に行うためには、道路上の土砂の除去や、あるいは除雪作業を最優先に実施しなければなりません。そのためにはタイヤショベル等の重機が必要となります。

当市においては、ロータリー除雪車やタイヤショベル等の重機を８台所有しているほか、災害時における道路交通確保のために、協同組合三沢建設業協会と障害物除去などを目的とした協定を締結しており、毎年実施している当市の総合防災訓練においても協同組合三沢建設業協会に参加していただき、重機を使用した道路の障害物除去訓練等を実施している状況であります。

以上のようなことから、防災対策における重機の必要性は十分認識しているところであります。今後とも災害時に重機を確保できる体制をとってまいりたいと、このように考えております。

私からは、以上であります。

○副議長（太田博之君）　建設部長。

○建設部長（高橋常幸君）　行政問題の道路除雪計画についての第１点目、道路計画の見直しについてお答えいたします。

当市における除雪計画は、冬期間の降雪による市民生活の障害を早期に除去し、経済活動並びに生活の利便性の確保を目的としており、冬期間は、毎日午前１時から当番の職員が気象情報と降雪状況を確認し、積雪がおおむね１０センチメートルに達したら除雪車による作業を開始することとしております。

昨年度、一昨年度と当市は降雪の少ない年が続きましたが、道路の地理的要因や日照が建物や樹木等に遮られるなどの影響により、路面上にわだちやアイスバーンが発生し、車両の通行に支障を生じる場合もありました。

当市では、除雪期間前に除雪路線の追加及び業者の除雪機械台数など、除雪計画を毎年見直しており、その計画に基づき除雪を行っておりますが、パトロールや市民からの情報により、通行に支障を及ぼすと判断される場合は、積雪が１０センチメートル未満でも除雪を行い、道路の安全確保に努めてきております。

また、気温の上昇が予想される場合は、通行に支障のある路線の除雪を行い、わだちの解消に努めるなど、その状況に応じた対策を心がけてきたところです。

近年の除雪は、暖冬、少雪と突然の豪雪など、大きく変動する気候への対応が非常に難しくなってきておりますが、冬期間の安全・安心な暮らしを支える大変重要な作業となっておりますことから、今後におきましても、地域の実情やその時々に応じて除雪計画を柔軟に運用し、きめ細やかな除雪作業に努めてまいりたいと考えております。

次に、第３点目の除雪契約最低補償についてお答えいたします。

除雪業務は、冬期間の安全・安心な道路環境を確保するために必要不可欠なものと考えております。しかしながら、除雪業務の委託料は、全国的な傾向として、稼働時間に応じた支払いが多く、降雪状況に大きく影響される不安定な側面を有しております。

また、暖冬、少雪等などで稼働時間が少ない場合、除雪機械の維持管理費が除雪業者の

大きな負担となっており、建設業従事者の減少や高齢化などにより、除雪の担い手の確保も困難となり、除雪業務から撤退する業者が出てくるなどの問題も生じてきております。

当市の状況も、除雪業務に対する環境は年々厳しいものとなってきておりますことから、現在の除雪体制を将来にわたり維持していく取り組みについて検討するため、他自治体から除雪に関する情報を提供いただいたり、除雪関係の図書やインターネットなどを活用し、資料収集を重ねてきております。

今後におきましても安定的で持続可能な除雪体制を維持できるよう、当市の実情に合った効率的、効果的な委託方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（太田博之君）　田嶋議員。

○２番（田嶋孝安君）　御答弁ありがとうございました。

最初に申し上げました除雪計画の見直しの中で、感じるところがありまして、再質問させていただきます。

本当に除雪の内容というのは、所によって状況が違うという面もありますので、本当に対応というのが非常に難しい状況かと思います。しかしながら、やはりその年々の状況も踏まえながら、その年の見直しといいますか、状況を踏まえまして、見直し、改善という形で進めていくことが必要かと思います。

ですから、計画に対して、内容がそのままの状況にあるかもしれませんが、やはり改善という点について行われていくのかどうかをお聞きしたいです。よろしくお願いいたします。

○副議長（太田博之君）　建設部長。

○建設部長（高橋常幸君）　除雪計画の見直しについての再質問にお答えいたします。

毎年、除雪計画を作成する際には、除雪業者と除雪に対応できる重機の台数や規格、それから除雪箇所などについて、業者のほうに資料収集を行っております。

その際に、業者のほうから、前年度の除雪作業で気になった点や要望等を市の担当課のほうで聞き取りを行いまして、それらについて市と除雪業者との除雪前の会議等におきまして、業者に注意点とか、そういうものを説明して、業者と情報共有を図りながら、次回の除雪対応に生かしていけるように対応していっているところでございます。

以上でございます。

○副議長（太田博之君）　以上で、田嶋孝安議員の質問を終わります。

これをもって、一般質問を終わります。

◎日程第　２　議案第４６号から
日程第１３　議案第５７号まで

○副議長（太田博之君）　次に、日程第２議案第４６号専決処分の承認を求めることについて（平成２７年度三沢市一般会計補正予算（第７号））から日程第１３　議案第５７号三沢市障害者団体活動センター条例を廃止する条例の制定についてまでを一括議題といたします。

◎日程第１４　議案質疑

○副議長（太田博之君）　日程第１４　ただいま一括議題といたしました全議案に対し、議案質疑を行います。

なお、通告がありますので、発言を許します。

山本彌一議員。

○１６番（山本彌一君）　ただいま議長のお許しをいただきましたので、議案第４７号平成２８年度三沢市一般会計補正予算（第１号）について質疑をさせていただきます。

今回の補正の中で、商工費の観光事業として、商店街のにぎわい創出を図るため、三沢式おもてなし並びにアートロード推進事業費補助金を上程されております。

本市の観光は歴史が浅いが、海と湖に恵まれている一方、国際色豊かで、多くの温泉があります。観光のよしあしは、観光の第一線にある観光協会等をはじめ、旅館やホテル並びにタクシー業、そして飲食業、さらには土

産品を販売する商店の従業員の接待から始まります。

どこの市町村でも地域の活性化を図るため、まちのにぎわい創出に努力はしてきております。しかし、一方では、やり方や取り組みが同じで、手法が変わりばえしないとも言われております。いわゆる物まね観光であっては効果が上がらないことを教えております。

よって、本市の特色を生かすため知恵を引き出し、時代に対応したアイデアと目玉を盛り込んだ観光体制の確立を願ってやみません。

この目玉は、観光客の心をつかむものでなければなりません。特に都会人にとって、何に心の潤いを求めているのか、都市に欠けていて本市にあるものが何かという心をつかまなければ、ただにぎわい創出を叫んでも、上滑りの取り組みに終わるおそれがあります。これまでの名高い観光地は、同じように見えても、そこには目玉があり、特色があるから、全国的に広がり、にぎわっております。

今、都会の人々の多くは、田舎とは縁がなく、田舎の味を知らないと言われておるところでもあります。毎日満員電車に積み込まれ、かたいコンクリートの道路を通勤し、土のにおいや自然の美しさをよくわからないとも言われております。

今、観光産業は、施設の整備だけではなく、ソフトのやり方や、あるいは組み合わせた静と動とが調和する工夫が要求されてきているところでもあります。本市の観光も物まねでなく、独自のアイデア観光を目指して、いかに観光客の好みや志向をきめ細やかにつかむかであり、これがにぎわい創出の第一歩でなければなりません。

今後、ますます国民の余暇の時間が延び、若者も、働き盛りの中年も、そして高齢者も、ゆったりとした観光を楽しむ時代が必ずややってくることが予想されます。それには、本市のにぎわいの無限の価値が潜在し、これを掘り起こすことが本市の観光開発のポイントと期待するものであります。

そこで、お尋ねを申し上げます。今回の補正でどんな取り組みを考えているのか。そして、その経済波及効果をどのように試算しているのか。はたまた、この事業の取り組みが一過性で終わるのか、また、継続を考えているのか。これまでの観光客の数と今後の見通しの観光客の予想等もあわせて答弁を求めるものであります。

以上で、私の議案質疑を終わります。

○副議長（太田博之君）　ただいまの議案質疑に対する当局の答弁を求めます。

経済部長。

○経済部長（山本　優君）　ただいまの御質問の三沢式おもてなし推進事業とアートロード推進事業についてお答えいたします。

三沢市式おもてなし推進事業は、現在、日本の大都市圏や世界的に有名な観光地などの一部地域において急速に伸びている訪日外国人旅行客、いわゆるインバウンドの効果を、今後は特に震災復興の観点から、東北地方で享受していく必要性が叫ばれていることから、三沢市としても、国際交流が盛んな三沢ならではの特性を生かしたおもてなしを三沢式おもてなしと称し、受け入れ態勢の整備と情報発信に努めるものであります。

具体的には、おもてなしガイド育成実施のためのセミナーや旅行商品の開発・整備を図るとともに、インバウンドの誘客促進のため、多言語観光ガイドの研修やマップの作成、広告掲載などの実施を図るほか、三沢独自の地域旅行商品を扱うことのできる旅行業者を創出するため、地域限定旅行業の国家資格取得に要する経費支援についても予定しております。

このたび予算計上した三沢式おもてなし推進事業費補助金は、これらの事業を推進すべく、三沢市観光協会に対し補助する方向で進めてまいりたいと考えております。

アートロード推進事業については、対象地域を主に大町交差点からゲート前交差点までの中心商店街としており、賛同いただける店

舗のウインドウ等に、これまで寺山修司記念館のイベント等で使用してきた多くの展示物を魅力的に紹介・展示することで、このエリア全体に寺山修司の世界を展開し、市内外からの誘客により、にぎわい創出を図るものであります。

なお、この実施に当たっては、寺山修司の著書「書を捨てよ、町へ出よう」に影響を受けてから、後に東京原宿のかわいい文化を世界に発信し、きゃりーぱみゅぱみゅのファッションや美術などを手がけるなど、若者に大変人気があり、現在、世界的にも注目されているアートディレクターの増田セバスチャン氏にも参画いただくことになっております。

このアートロードの構想は、昨年から商工会や寺山ワールド、三沢市の三者で検討を進めてきたもので、通称を寺山ロードとし、全体の展示がある程度進んだ段階でガイドマップを作成して、観光客にそれを持ちながら散策していただくことを想定しておりますが、これらの事業に要する経費を補助金として三沢市商工会に交付し、事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、経済効果についてでありますが、三沢市では、本年３月に策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、観光に関する重要業績評価指標として、市内観光施設利用客数を、平成２６年度現状値の１１２万４，８８５人から、平成３１年度には１２％増の１２５万９，９００人とすることや、おもてなしを行う観光ガイド者数を、平成２６年度のゼロから、平成３１年度には５人とすること。さらには、広域観光周遊ルートの開発件数を、平成２６年度のゼロから、平成３１年度には５件とすることを目標値として掲げております。

市といたしましては、経済効果の具体的数値目標は設定しておりませんが、このたびの２事業に限らず、市内に存在する観光施設を最大限に活用し、三沢市全体の観光エリアとしての魅力創出を図ることで、宿泊客の増につなげるとともに、特産品の開発促進や食と観光の連動により、経済効果として相乗効果をもたらすよう事業展開を図ってまいりたいと考えております。

なお、このたびの２事業の実施年度でありますが、現在のところ、次年度以降も継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（太田博之君）　以上で、議案質疑を終結します。

◎日程第１５　特別委員会の設置及び議案の付託

○副議長（太田博之君）　日程第１５　特別委員会の設置及び議案の付託を行います。

お諮りします。

ただいま一括議題となっております議案の審査に当たりましては、８名をもって構成する予算審査特別委員会、同じく８名をもって構成する条例等審査特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、慎重に行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（太田博之君）　御異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会、定数８名、条例等審査特別委員会、定数８名をそれぞれ設置し、これに付託することに決しました。

それでは、議案の付託を行います。

予算審査特別委員会には、議案第４６号専決処分の承認を求めることについて（平成２７年度三沢市一般会計補正予算（第７号））及び議案第４７号平成２８年度三沢市一般会計補正予算（第１号）の計２件を、条例等審査特別委員会には、議案第４８号専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について）から議案第５７号三沢市障害者団体活動センター条例を廃止する条例の制定についてまでの計１０件を、それぞれ付託します。

◎日程第１６　特別委員会委員の選

任

○副議長（太田博之君）　日程第１６　特別委員会委員の選任を行います。

ただいま設置されました２特別委員会の委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、お手元に配付しております特別委員会委員及び付託議案一覧表のとおり指名します。

なお、特別委員会委員の方々は、次の休憩中に、委員長、副委員長をそれぞれ互選し、議長まで報告願います。

また、ただいま設置されました各特別委員会の組織会は、予算審査特別委員会を大会議室、条例等審査特別委員会を第２会議室において、それぞれ願います。

この際、委員会開催のため、暫時休憩します。

午後　２時２０分　休憩

午後　２時２４分　再開

○副議長（太田博之君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました２特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果を報告します。

予算審査特別委員会委員長、堀光雄委員、副委員長、春日洋子委員。条例等審査特別委員会委員長、澤口正義委員、副委員長、下山光義委員とそれぞれ決しました。

○副議長（太田博之君）　以上で、本日の日程は終了しました。

なお、明日から１５日までは、特別委員会審査等のため、本会議は休会となります。

次回本会議は、１６日午前１０時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

午後　２時２５分　散会